

意見書

令和 8年 3月 2日

東京大学名誉教授 農学博士

元東京都都市計画審議会委員

元東京都公園審議会委員

元新宿区都市計画審議会委員

元鎮座百年記念第二次明治神宮境内総合調査委員会副座長

石川 幹子



意見書

神宮外苑地区第一種市街地再開発事業の施行にあたり、明治神宮外苑・苑長、石井拓蔵氏より申請のあった神宮外苑風致地区内の木竹の伐採について、令和5年2月28日、令和5年9月8日、および令和6年10月25日と、三度にわたり、新宿区長が伐採を許可したことは、東京都風致地区条例第3条、および「新宿区における東京都風致地区条例に基づく許可の審査等に関する基準」の第5の2の行政指導に反するものであり、違法であることについて、以下のとおり意見を述べる。

なお、石川幹子の経歴は、添付のとおりである。

<内容>

1. 令和7年7月8日付けの「準備書面(4)」第3の「樹林地」の定義についての法的、
学術的検証————— 4
 - 1-1 東京都風致地区条例(昭和四五年四月一日 条例第三六号)における定義
 - 1-2 「木竹」の定義
 - 1-3 神宮外苑地区市街地再開発事業・環境影響評価書における内容

2. 東京都環境影響評価技術指針に定められた方法論————— 9
 - 2-1 東京都環境影響評価技術指針の内容
 - 2-2 植物社会学に基づく植生調査方法論の概要

3. 伐採が行われた建国記念文庫の森における植生調査の検証————— 11
 - 3-1 建国記念文庫の森の伐採前の樹木位置図
 - 3-2 建国記念文庫の南側の森の植生調査の内容
 - 3-3 建国記念文庫の北側の森の植生調査の内容
 - 3-4 歴史的にみた建国記念文庫の森
 - 3-5 植生調査における数々の学術的方法論の誤り

4. 樹冠投影図の検証————— 22
 - 4-1 提示された樹冠投影図
 - 4-2 樹冠投影図の検証
 - 4-3 まとめ

5. 外苑を象徴するヒトツバタゴ等、歴史的樹木の不適切な移植————— 42

6. 外苑を象徴する霞ヶ丘門のスタジイの伐採	45
7. 都市緑地法に基づく法定計画である「緑の基本計画」における樹林地関連の内容	47
7-1 新宿区みどりの基本計画（平成30年3月）	
7-2 川崎市緑の基本計画（平成30年3月）	
8. 明治神宮内苑における森林植生と10㎡当たりの樹木数の検証	51
8-1 検証の目的	
8-2 検証の結果	
9. 神宮外苑地区市街地再開発事業の目的からみた「樹木伐採」の意味の検証	55
9-1 市街地再開発事業の目的	
9-2 内苑の杜の危機：水資源の枯渇と気候変動に伴うナラ枯れ	
9-3 社会的誓約	
結論	59
資料1 明治神宮外苑地区市街地再開発事業環境影響評価書：資料編 毎木調査（建国記念文庫）	
資料2 鎮座百年記念第二次明治神宮境内総合調査報告書 明治神宮内苑「現存植生図」、平成25年9月	
資料3 経歴書：石川幹子	

1. 令和7年7月8日付けの「準備書面(4)」第3の「樹林地」の定義についての法的、学術的検証

1-1 東京都風致地区条例(昭和四五年四月一日 条例第三六号)における定義

東京都風致地区条例第三条第一項では、「風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ知事(当該風致地区が特別区又は市(以下「区市」という。)の区域内に存する場合にあつては、当該区市の長。以下「知事等」という。)の許可を受けなければならない」としている。

- ①宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
- ②木竹の伐採
- ③土石の類の採取
- ④水面の埋立て又は干拓
- ⑤建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の新築、改築、増築又は移転(以下「建築」という。)
- ⑥建築物等の色彩の変更
- ⑦屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)又は再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第四項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)の堆積

「樹林地」という用語は、ここには用いられておらず、「木竹」と記載されている。

1-2 「新宿区における東京都風致地区条例に基づく許可の審査に関する基準」における「木竹」の定義

「木竹」の定義は、「新宿区における東京都風致地区条例に基づく許可の審査に関する基準」(制定平成26年3月28日、改正令和2年2月28日)において以下のように定められている。この基準は、「東京都風致地区条例(昭和45年東京都条例第36号。以下「条例」という。)の運用にあたり、許可の基準及びその取扱い等を明確にし、もって事務の適正な執行に資することを目的とする」とされている。

「本基準において、用語の定義は、建築基準法(昭和25年法律第201号)及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)並びに東京における自然の保護と回復に関する条例(平成12年東京都条例第216号)及び東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則(平成13年東京都規則第39号)の定めるところによるほか、次に定めるとおりとする」とされており、「木竹」については、用語の定義第4項に次のように記載されている。

「木竹」とは、竹類を含む木本類の総称とする。ただし、草本類は含まない。

「木竹」については、第6項「緑地」において次のように記載されている。

「緑地」とは、「木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地、縁石等で区画された樹木等で覆われている土地並びに植栽された樹木等を一体をなす池、花壇及び地被植物が植栽された土地をいう。ただし、窓先空地等で地被植物のみの植栽地及び主として運動競技等の目的に利用される芝地等を除く」と定義されている。

1-3 神宮外苑地区市街地再開発事業・環境影響評価書（令和5年1月） における内容

「新宿区における東京都風致地区条例に基づく許可の審査に関する基準」で記載されている「木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地、縁石等で区画された樹木等で覆われている土地(略)」である「緑地」は、(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業・環境影響評価書では、次のように記載されている。

(1) 「生物・生態系」における調査方法と緑地のエリア

環境影響評価書では、「緑地」は「生物・生態系」の評価項目の中で記載されている。陸上植物の状況の調査方法は、表8.6-3に示す通りであり、植生調査及び植物群落調査が行われた。調査地点は、図8.6-1に示す通りである。

表8.6-3 陸上植物の状況の調査方法

調査項目		調査方法
陸上植物の状況	植物相	計画地内を踏査し、生育する植物を記録した。
	植生	計画地内を踏査し、相観により植生を区分し、各々の植生の広がり平面図に記録した。
	植物群落	植栽地において方形区(コドラート)を設置し、相観による植物社会学的な調査方法によった。
	樹木の活力度	計画地内を踏査し、生育する樹木のうち樹勢等の調査が可能な3m以上の樹木を対象に、樹木の活力度を記録した。

その結果、表8.6-8に示す通り、草本群落が6区分、木本群落が5区分、畑等のその他区分が、4区分、計15区分に分類された。樹林は、「木本群落」として分類されており、群落名の項で**植栽樹群(常緑広葉)**、**植栽樹群(落葉広葉)**と記載されているが、これは誤りであり、常緑広葉群落など、**群落**として記載されなければならない。

この結果は、図8.6-4に「**緑地の分布**」として報告されている。環境影響評価書において、「緑地」という用語が明示されるのは、図8.6-4であり、「木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地」として定義されている「緑地」が、このエリアであることが明示されている。



図8.6-2 植物群落調査地点

表 8.6-8 植生区分

植生区分	群落名	概要
一年生草本群落	ヒメムカシヨモギ-オオアレチノギク群落	ヒメムカシヨモギやオオアレチノギクが優占するほか、メマツヨイグサやアオカモジグサ等が混生する群落。
多年生草本群落	カゼクサ-オオバコ群落	ギョウギシバやシロツメクサが優占するほか、オオバコ、ヘラオオバコ、ムラサキツメクサ、ヨモギ等が混生する群落。
単子葉草本群落	ネズミムギ群落	シバやシロツメクサが生育する草地であるが、ネズミムギが優占している群落。
	イヌムギ群落	イヌムギが優占するほか、セイヨウタンポポ、チガヤ、メマツヨイグサ、シロツメクサ、コセンダングサ等が混生する群落。
	シバ群落	シバが優占する低草群落で、シロツメクサやオオバコ、ヘラオオバコ、ヒメチドメ等が混生する群落。
	ジャノヒゲ植栽地	ジャノヒゲ(タマリユウ)が植栽されている群落。
木本群落	植栽樹群(常緑広葉)	スダジイやマテバシイ、クスノキ等の常緑広葉樹が優占する植栽樹群。
	植栽樹群(落葉広葉)	ケヤキやトウカエデ等の落葉広葉樹が優占する植栽樹群。
	植栽樹群(常緑針葉)	クロマツやカイヅカイブキ、ソテツ等の常緑針葉樹が優占する植栽樹群。
	植栽樹群(落葉針葉)	ラクウショウやメタセコイア、イチョウ等の落葉針葉樹が優占する植栽樹群。
	植栽樹群(混交)	各種の樹木が混生して優占種が判別できない植栽樹群。
その他	公園・グラウンド	土地利用が小規模な児童公園やグラウンドのもの。
	人工構造物	土地利用が建築物等のもの。
	道路	土地利用が道路のもの。
	開放水面	河川、池等の水面。

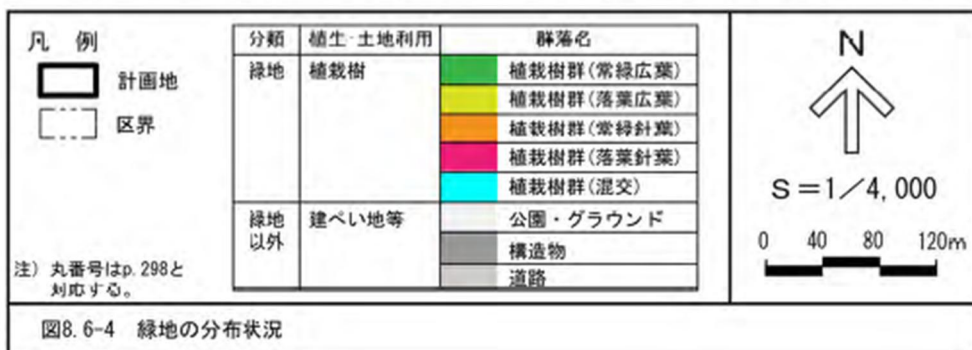
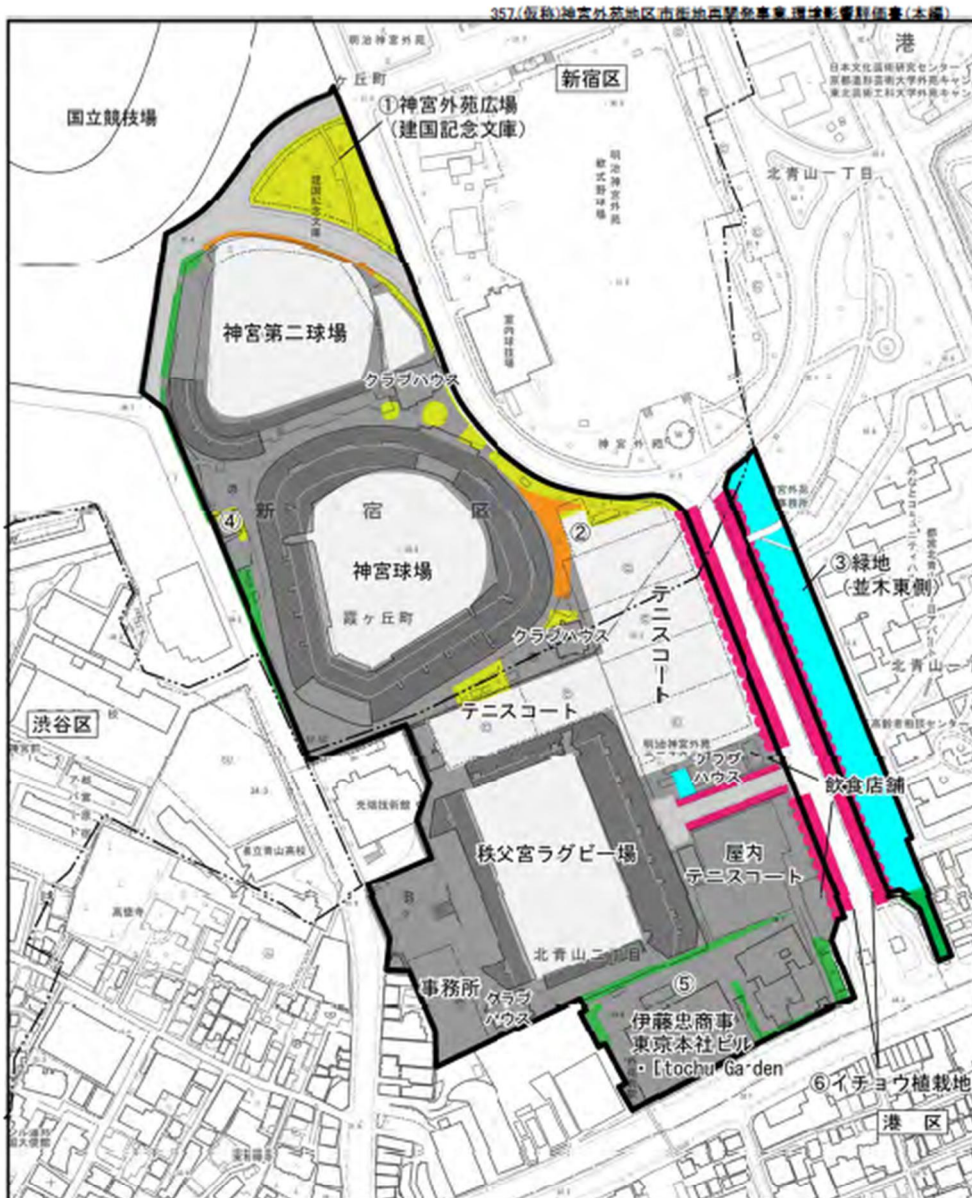


図 8.6-4 において、建国記念文庫の森は、植栽樹群（落葉広葉）として分類されているが、これは誤りであり、常緑落葉広葉樹群落である。

2. 東京都環境影響評価技術指針に定められた方法論

2-1 東京都環境影響評価技術指針の内容

東京都環境影響評価技術指針（平成26年3月）では、植物群落の調査法は、次のように定められている。

「植物群落の調査は植物社会学的な調査方法による」。

神宮外苑地区環境影響評価書においても、この技術指針に準拠し、以下の方法で調査が行われた。

「植栽地において方形区（コドラート）を設置し、相観による植物社会学的な調査法によった。」

これは、東京都環境影響評価技術指針（平成26年3月）において、陸上植物の調査として、以下のように述べられている（同指針113～115頁）。

調査方法 ア 生物

（ア） 陸上植物の状況

調査は、現地調査又は既存資料の整理・解析の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

- a 調査時期及び調査期間 調査時期及び調査期間は、陸上植物の生育状況及びその四季変動を適切に把握し得る時期及び期間とする。
- b 調査方法
 - (a) 植物種については、現地調査及び聞き取り調査を行い、植物種のリスト及び分布図を作成する方法による。
 - (b) 植物群落については、植物社会学的な調査の方法による。
 - (c) 樹木の活力度については、現地調査による。

技術指針に則り、当該区域において方形区（コドラート）が設置され、植物社会学に基づき群落調査が行われたのは、次の2カ所のみであった。（イチョウ並木の調査も行われているが、イチョウ並木は、森林植物群落を形成していないため、植物社会学に基づく方法論は適用されていない。）

第一が神宮外苑広場（建国記念文庫・北側）、第二が神宮外苑広場（建国記念文庫 南側）であった。植物社会学にもとづく群落調査とは、どのような方法論なのが概略を説明する。

2-2 植物社会学に基づく植生調査の概要

植物社会学にもとづく植生調査法は、ブラウン・ブランケ法（Braun-Blanquet Method）と呼ばれるもので、1960年代に日本に導入され、環境省の植生調査の方法論として適用されており、自然環境アセスメント技術マニュアルにおいても、この

方法論が広く使われている。その特色は、調査区を設定し、群落を構成するすべての種について、「被度と群度」の指標を用いて構造を分析し、調査区において作成した植生調査票を分析することにより、群落の特色を明らかにする方法論である。調査は、以下の手順で行う。

①**調査区の設定**：調査対象範囲の事前調査を踏まえて、「立地・種組成の均一な範囲」を選定し、コドラート法により調査区を定める。一般には、調査区における高木の高さを枠の長さとすることが多い。

②**階層構造の分類と階層別全種リストの作成**：群落の階層構造を定める。一般には、高木層、亜高木層、低木層、草本層により構成される。階層ごとに出現するすべての種を記載する。

③**被度・群度の導入による群落の分析**：群落の特質を量的かつ分布状況から明らかにするため、「被度・群度」を指標として導入する。

被度とは、それぞれの種ごとにコドラート内で占める面積を現したものである。

被度5：コドラート内に占める面積が75～100%

被度4：50～75%

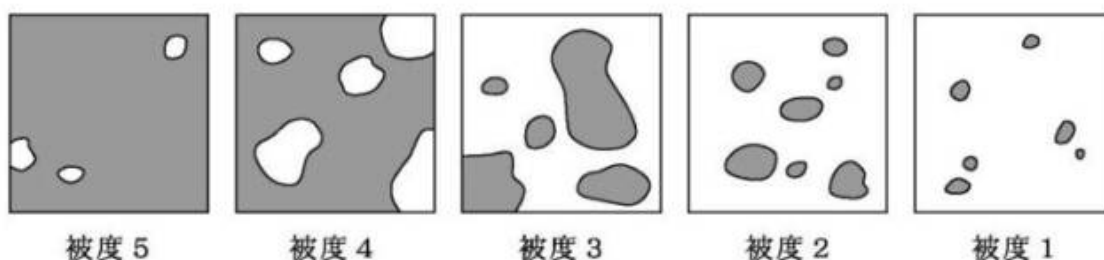
被度3：25～50%

被度2：5～25%

被度1：5%以下で個体数が極めて多い

+ ： 1%以下で、個体数が極めて少ない

r ： 極めて稀に最小頻度で出現する



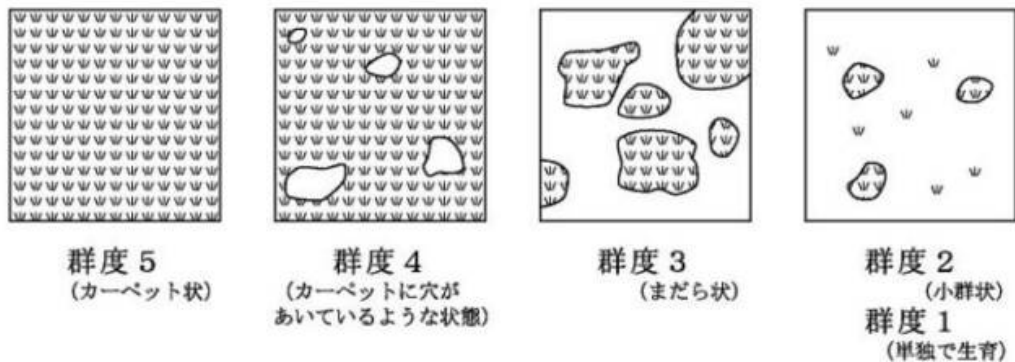
群度とは、調査区内に各種の植物個体がどのように生育しているのかを示す指標である。

群度5：ある植物が調査区内にカーペット状に一面に生育している

群度4：大きな斑紋状。カーペットのあちこちに穴があいているような状況

群度3：小群の斑紋状

群度2：小群状 群度1：単体



④植生調査票の作成：調査場所・調査年月日・方位・傾斜・土壌条件・種組成・被度群度を記載

⑤植生断面図の作成：高木層～低木層までの植生断面図の作成
これらを踏まえて、「現存植生図」を作成する。

3 伐採が行われた建国記念文庫の森における植生調査の検証

3-1 建国記念文庫の森の伐採前の樹木位置図（毎木調査票は、資料1に添付）

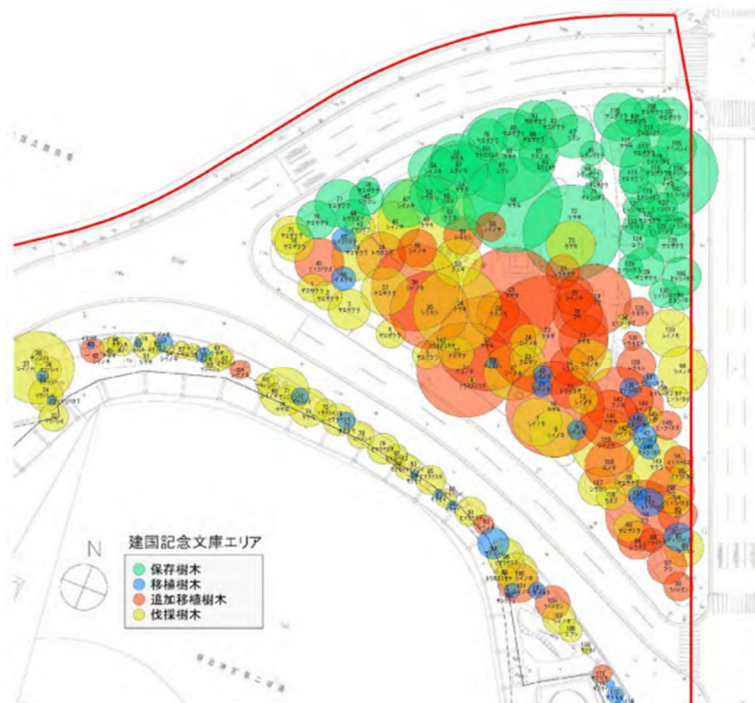


図 2.4-5(2) 毎木調査エリア（建国記念文庫エリア）

図：建国記念文庫エリアの毎木



写真 伐採される前の建国記念文庫の森 2022年 5月

写真は、伐採される前の木漏れ日の降り注ぐ、建国記念文庫の森である。ケヤキの新緑が鮮やかであり、深い緑は、ケヤキの下層に広がるスダジイ、シラカシの常緑広葉樹である。約100年前に人の手により作りだされた森林が、時の流れを経て武蔵野台地の典型的なケヤキースダジイ林へと、緩やかに発達していたことを読み取ることができる。

建国記念文庫の森では、図8.6-2に示された通り、2カ所の調査地点が設けられ、植物社会学に基づく、群落調査が行われた。この時点で、建国記念文庫の森は、学術的に森林植生であることが、立証されている。

調査地点を、2カ所とした理由は、開発により消滅する南側の森と、神宮外苑地区再開発事業・地区計画により、定められている北側の保存緑地の双方を調査するためと、東京都環境影響評価審議会にて事業代表者（三井不動産）が述べている。

3-2 建国記念文庫の南側の森の植生調査の内容

写真1は、伐採・移植が行われる前の2022年9月11日に撮影した建国記念文庫の南側の森である。植生調査票（表2.4-20(2)）では、高木層にケヤキ（3・3）、クヌギ（2・2）、シラカシ（1・1）がみられ、亜高木層にもスダジイ（3・3）等が分布していることから、常緑・落葉混交林であることが、植物社会学の調査から明らかにされた。



写真 建国記念文庫の森・南側 2022年9月11日 撮影

図は植生断面図であり、亜高木層のスダジイの高さが間違っていて表示されているが、武蔵野台地における階層構造を有する、優れた樹林地である。100年の歳月をかけて育まれてきた森は、伐採・移植され、完全に消滅した。2026年2月より、ラグビー場の建設が開始されている。

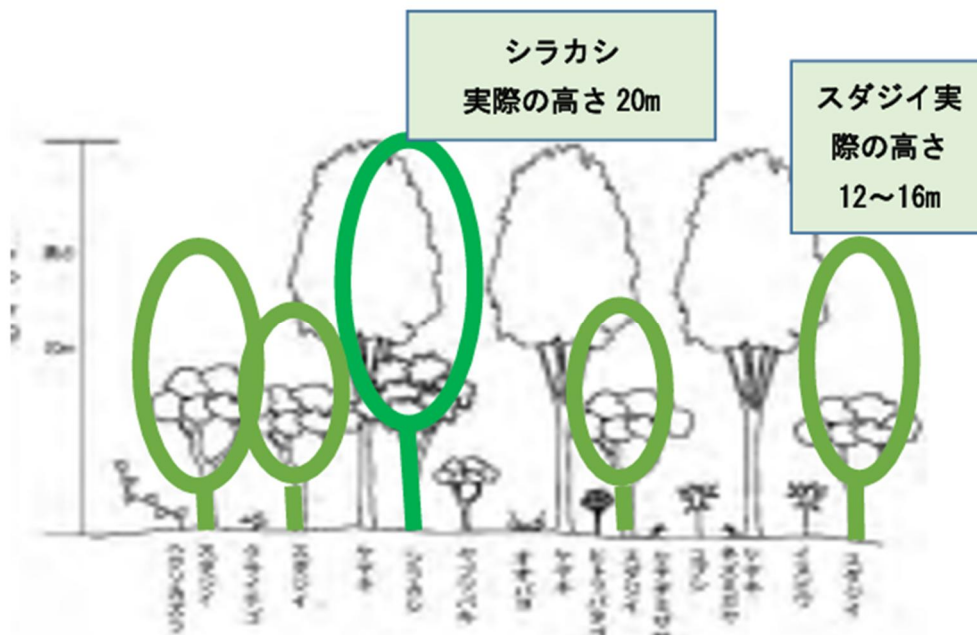


図 植生断面図（建国記念文庫の森・南側）

3-3 建国記念文庫の北側の森の植生調査の内容

写真は、2022年9月11日に撮影した建国記念文庫の北側南側の森である。植生調査票では、高木層にケヤキ（5・4）、クスノキ（1・1）がみられ、亜高木層はスダジイ（2・2）等が分布していることから、南側と同じく、常緑・落葉混交林である。当該エリアは、主要な動線から外れていたため、踏圧の影響が少なく、豊かな森林土壌が発達しており、多様な草本植物が生育し、階層性の高い森林群落が形成されていた。

また、当該地には、ヒトツバタゴの大木があり、秩父の宮ラグビー場入り口（元女子学習院正門前）のヒトツバタゴと同じく、創建時に植栽されたヒトツバタゴ二世と推定される。

市街地再開発事業では、「保全緑地」として位置づけられているが、南側に高さ4.6mのラグビー場が建設され、日照が阻害されること、掘削のために根系が損傷をうけ、かつ、地下水系が遮断されることから、持続的生育環境に大きな影響が生じるものと推察される。その検証は、次章で行う。

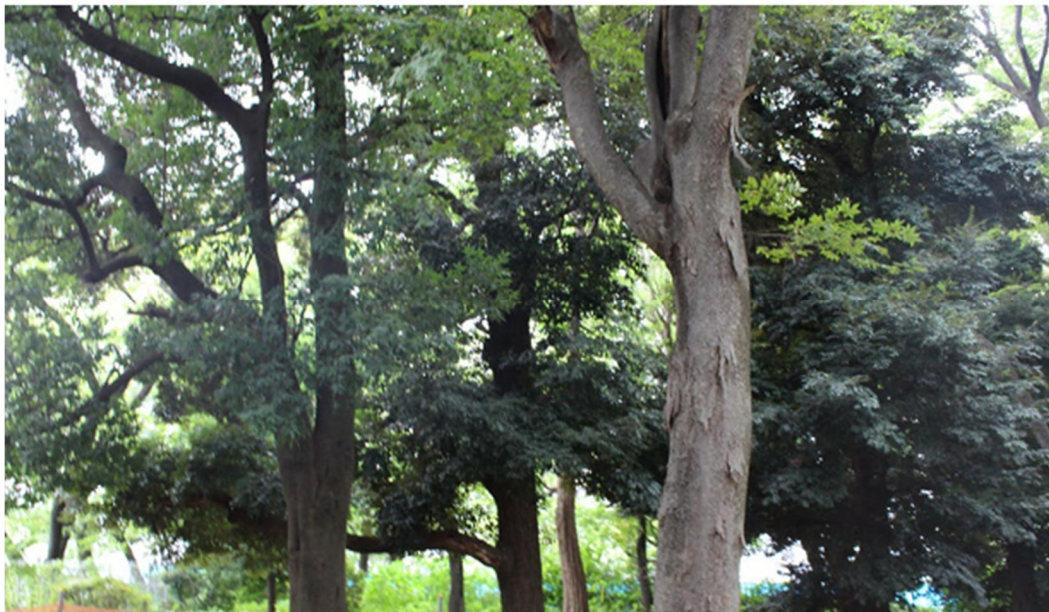


写真 建国記念文庫の森（北側） 2022年 9月11日 撮影

3-4 歴史的にみた建国記念文庫の森

下図は、1945～1950年にかけて、米軍により撮影された明治神宮外苑の写真である。創建時より約30年を経過し、絵画館背後の森、そして建国記念文庫の森が成長し、戦禍を経ても、なお、深い緑陰をつくっていることがわかる。建国記念文庫の森では、今回、植生調査が行われ伐採された常緑落葉混交林が、この時点でも発達していたことを読み取ることができる。この伐採により、受けつがれてきた森林植生は消滅した。



【出典】 国土地理院(2022)：年代別の写真,

https://maps.gsi.go.jp/#17/35.676076/139.721503/&base=std&base_grayscale=1&ls=std%7Cort_USA10&blend=0&disp=11&vs=c0j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f0&d=m, 2022.2.14 閲覧

・ 撮影...1945～1950年

3-5 植生調査における数々の学術的方法論の誤り

環境影響評価書における生物生態系調査における数々の学術的方法論の誤りについては、日本イコモス国内委員会が指摘を行い、環境影響審議会での説明を要請してきたが、一切、認められることがなく、事業者の虚偽の答弁が受諾され、今日の伐採に至った。事業者、東京都環境影響評価審議会、伐採許可者である新宿区の責務は重大である。

2023年1月23日 日本イコモス要請書

[「\(仮称\)神宮外苑地区市街地再開発事業についての環境影響評価書」における調査・予測・評価への非科学的対応と誤った事実認識に伴う生態系の破壊、大量の樹木伐採と不適切な移植計画による持続不可能な森の形成、市民の力により創り出された国際的文化遺産の破壊に対する東京都環境影響評価審議会における再審の要請](#)

図 8.6-4 では、建国記念文庫の森は、全域が植栽樹群（落葉広葉）として表示されているが、これは誤りである。本件については、日本イコモス国内委員会が指摘を行い、科学的環境影響評価を遵守し、**東京都環境影響評価技術指針（平成 26 年 3 月）技術指針に基づき「現存植生図」を作成し、誤りをただすことを求めてきた。**しかし、東京都環境影響評価審議会は、これを認めず、事業者による誤った報告を正すことなく、令和 5 年 1 月 20 日、環境影響評価書を受諾した。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessment/information/toshokohyo/publicdetail/357_jinguugaien_tosho_sho/

実際に行われた植物社会学に基づく、植生調査は、様々の学術的誤りがあり、環境影響審議会への質問書が日本イコモスから提示され、審議会における専門家としての説明の機会を設ける要請が行われたが、不問に付され、事業者による虚偽の報告が承認され、今日にいたっている。

① 方形区（コドラート）の取り方の不適切性

群落構造を明らかにするためには、方形区の取り方が極めて重要であり、通常は、当該調査区の高木層の高さを一辺とする方形区を設定するが、当該区域は 30m×15m であった。意見書の提出者である石川は、植物社会学に基づく調査を、数多く行っており、現地を調べた結果、方形区（例：25m×25m 等）をとることは、十分可能な立地であった。

② 群落断面図の誤り

群落断面図は、大きな間違いがあり、高木（ケヤキ）の下層に生育している、亜高木であるスタジイの樹高が極端に低く表記されていた。これは、群落区分における誤りを助長するものである。

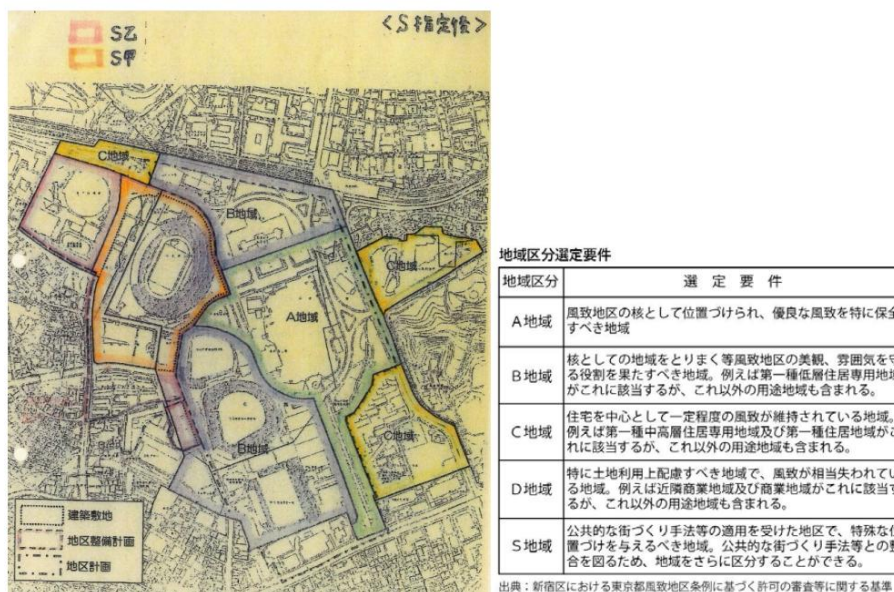
③現存植生図が作成されなかった

現存植生図は、回復すべき森林群落の目標像の設定のために不可欠な基礎的資料である。しかし、評価書における区分は、植栽樹群（落葉広葉）とされたため、回復すべき森は「常緑・落葉混交林」であるにも関わらず。目標像の設定が行われていないという環境影響評価の核心となるものが、誤って設定されている。

この事実は、事業者も深刻に受けとめていると思われ、施工認可が行われた2023年2月以降、再調査をおこなったと事業者のニュース欄に記載されている。2024年に日本イコモスの指摘に準じる「現存植生図」を作成している。

すなわち、事業者は、環境影響評価書における不適切な植生調査の事実を、自ら認めていることとなる。また、分類は間違っているが、建国記念文庫の森は、森林群落として学術的に立証されている。

ちなみに、以下の図は、地区計画が決定される前の、明治神宮外苑の風致地区地域区分図であり、建国記念文庫の森は、「A地域」、すなわち原則として伐採を行うべきではない、優れた地域として、位置づけられていた。



以下、参考として、日本イコモス国内委員会が作成した、相観による「現存植生図」をのせる。「相観」としているのは、日本イコモスには現地調査をする権限がなく、方形区をとり群落調査を行うことは不可能であり、観察により作成したためである。このため、分類も、群落という用語は使っていない。

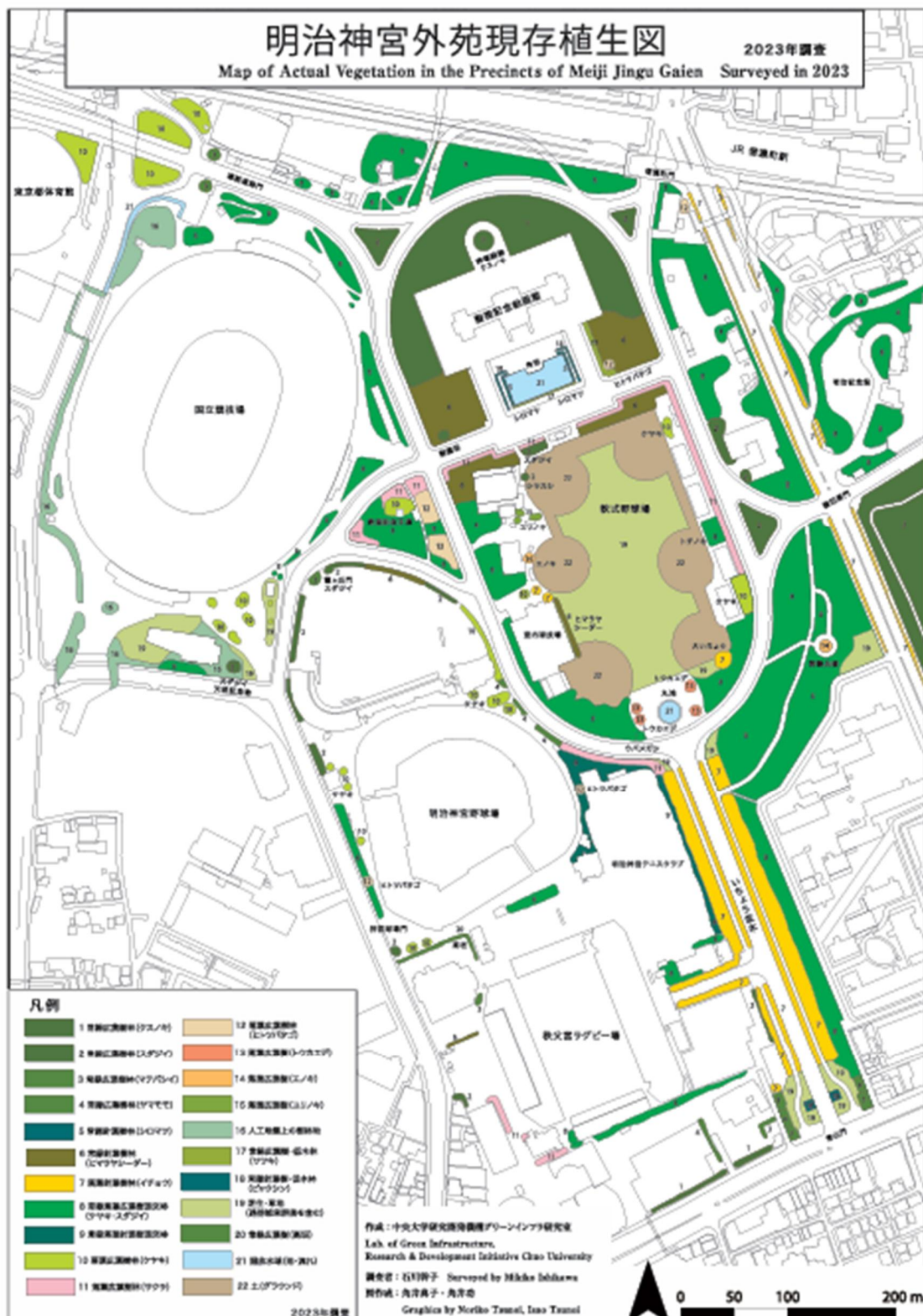
「相観による現存植生図」の作成は、本調査にはいる前の予備調査として、一般的に行われている方法である（調査：2023年5月）。

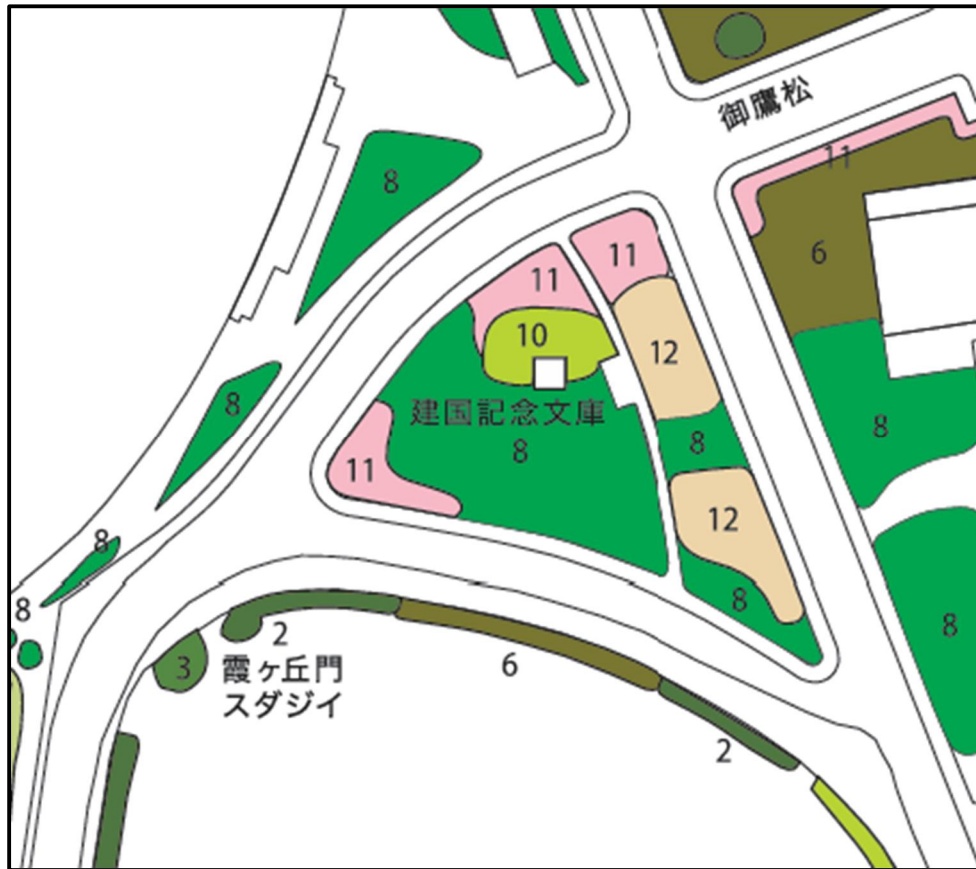
明治神宮外苑現存植生図

Map of Actual Vegetation in the Precincts of Meiji Jingu Gaien Surveied in 2023

2023年調査

Surveied in 2023





凡例

1 常緑広葉樹林(クスノキ)	12 落葉広葉樹林 (ヒトツバタゴ)
2 常緑広葉樹林(スタジオ)	13 落葉広葉樹(トウカエデ)
3 常緑広葉樹林(マテバシイ)	14 落葉広葉樹(エノキ)
4 常緑広葉樹林(ヤマモモ)	15 落葉広葉樹(ユリノキ)
5 常緑針葉樹林(シロマツ)	16 人工地盤上の樹林地
6 常緑針葉樹林 (ヒマラヤシーダー)	17 常緑広葉樹・低木林 (サツキ)
7 落葉針葉樹林(イチヨウ)	18 常緑針葉樹・低木林 (ビャクシン)
8 常緑落葉広葉樹混交林 (ケヤキ・スタジオ)	19 芝生・草地 (路傍雑草群落を含む)
9 常緑落葉針葉樹混交林	20 常緑広葉樹(高垣)
10 落葉広葉樹林(ケヤキ)	21 開放水域(池・流れ)
11 落葉広葉樹林(サクラ)	22 土(グラウンド)

2023年調査

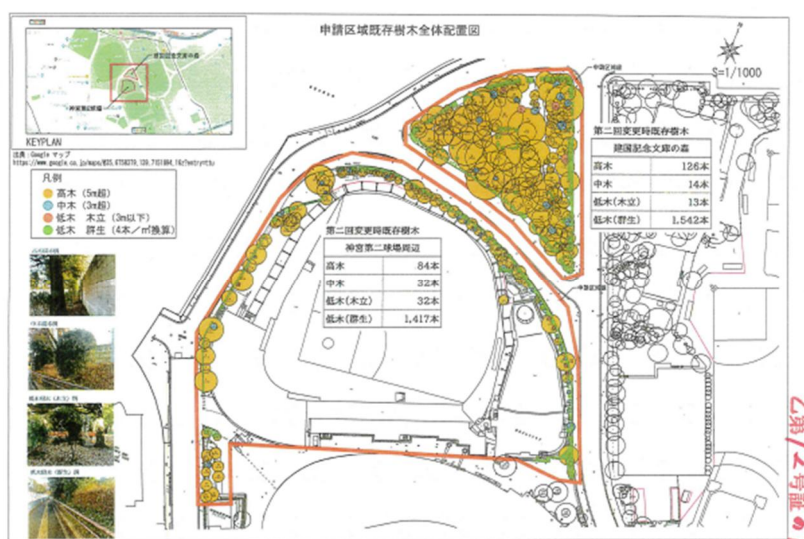
4 樹冠投影図の検証

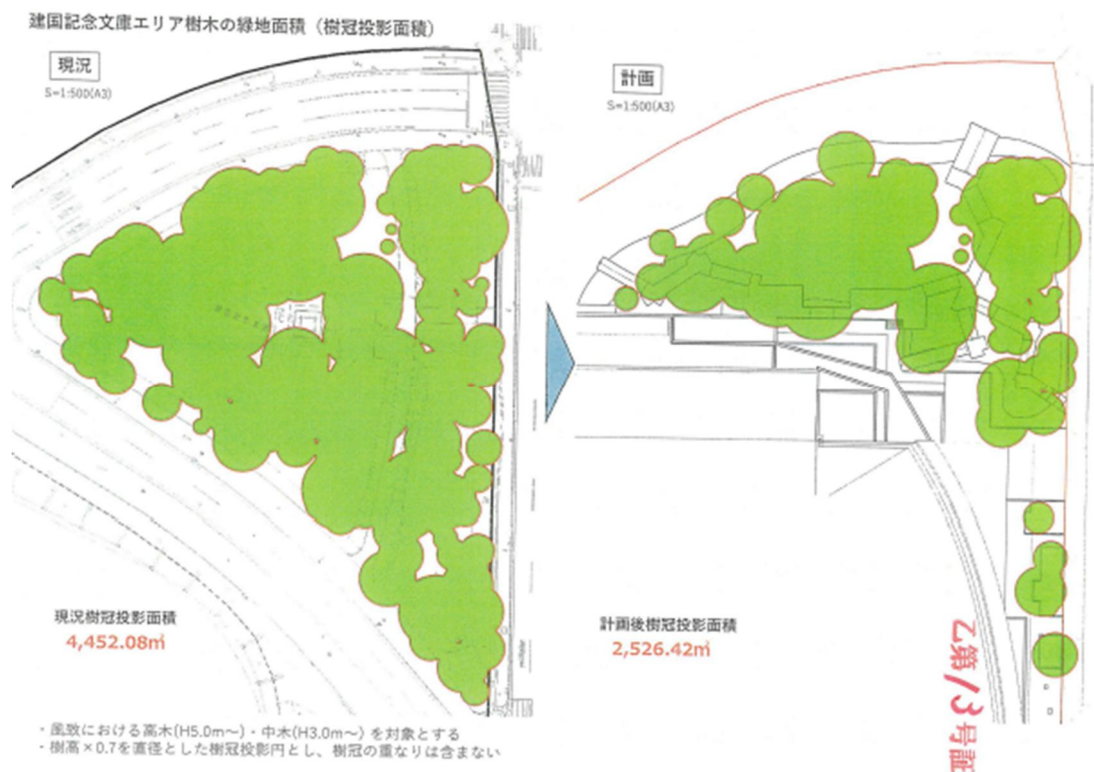
4-1 提示された樹冠投影図

以下に示す図は、令和7年7月8日に提示された準備書面（4）における伐採・移植樹木一覧、樹冠投影図（伐採前）、樹冠投影図（計画）である。

樹冠投影図（計画）は、数多くの誤った記載があり、対象となる1本1本について、伐採以前の樹木の形状・特質、計画図における矛盾点（日影・地区計画・建築の高さ）等から、検証を行っていく。

なお、意見書作成者は、伐採以前の樹木については、一本一本の樹木について、撮影を行っており、基本的データを作成している。





4-2 樹冠投影図の検証

樹冠投影の伐採前の図面と計画図は、以下の5点において、誤りと地区計画における「保全緑地」の指定を遵守する上での問題がある。

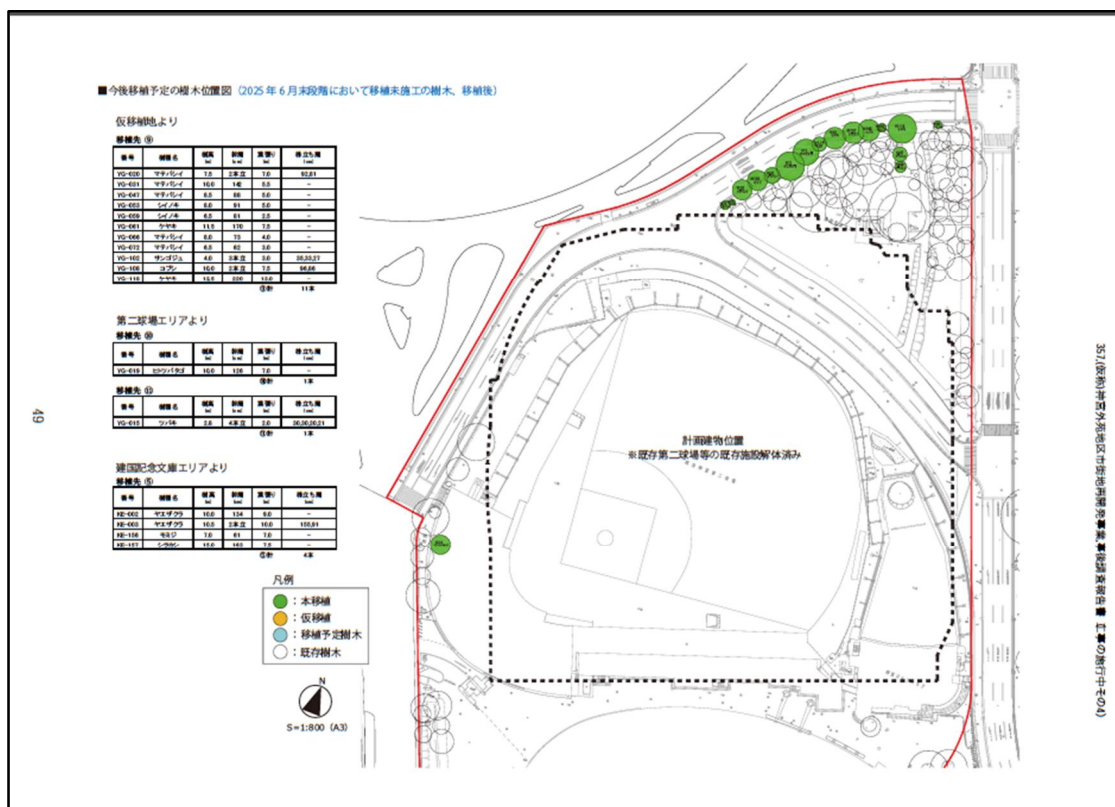
以下、順に、第二球場からの移植樹木、地区計画との整合、建築物の日影と高さ等の観点から検証を行う。

- ① 提示された計画における樹冠投影図の誤り：その1（第二球場からの移植樹が記載されている。建国記念文庫の森に存在していた樹木ではない。）
- ② 提示された計画における樹冠投影図の誤り：その2（神宮外苑地区市街地再開発事業の地区計画に定められた「緑道」（幅員6m）上の樹木、及び緑道から保存緑地へ移行するエリアに存在する樹木）
- ③ 提示された計画における樹冠投影図において、歩行者動線の集中、車両出入口の整備、日影分析から建築の北側となり、陽樹であるため、持続的生育及び開花が困難となる樹木
- ④ 提示された計画における樹冠投影図において、建設される新ラグビー場・高さ4.6mと樹冠の広がり、根系の広がりが競合する樹木

(1) 提示された計画における樹冠投影図の誤り：その1（第二球場からの移植樹が記載されている。建国記念文庫の森に存在していた樹木ではない。）

右図に示した樹木（赤色）は、建国記念文庫に元々、生育していた樹木ではなく、第二球場から移植された樹木であるため、ここに計上するのは、不適切である。

第二球場からの移植樹木に関する申請書の内容は、以下に示す通りである。



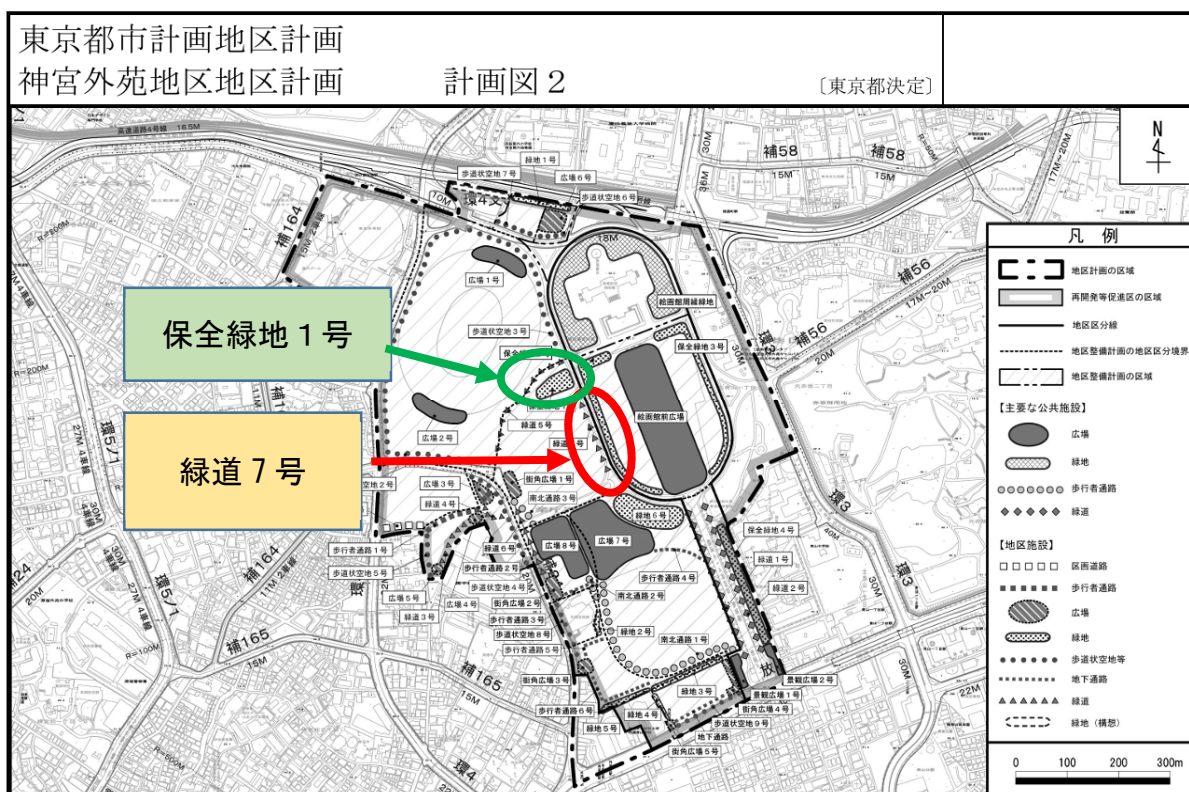
出典：環境影響評価審議会 第8回総会資料より（令和7年度）

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kankyo/25-10-30_s8_siryo-1

(2) 提示された計画における樹冠投影図の誤り：その2

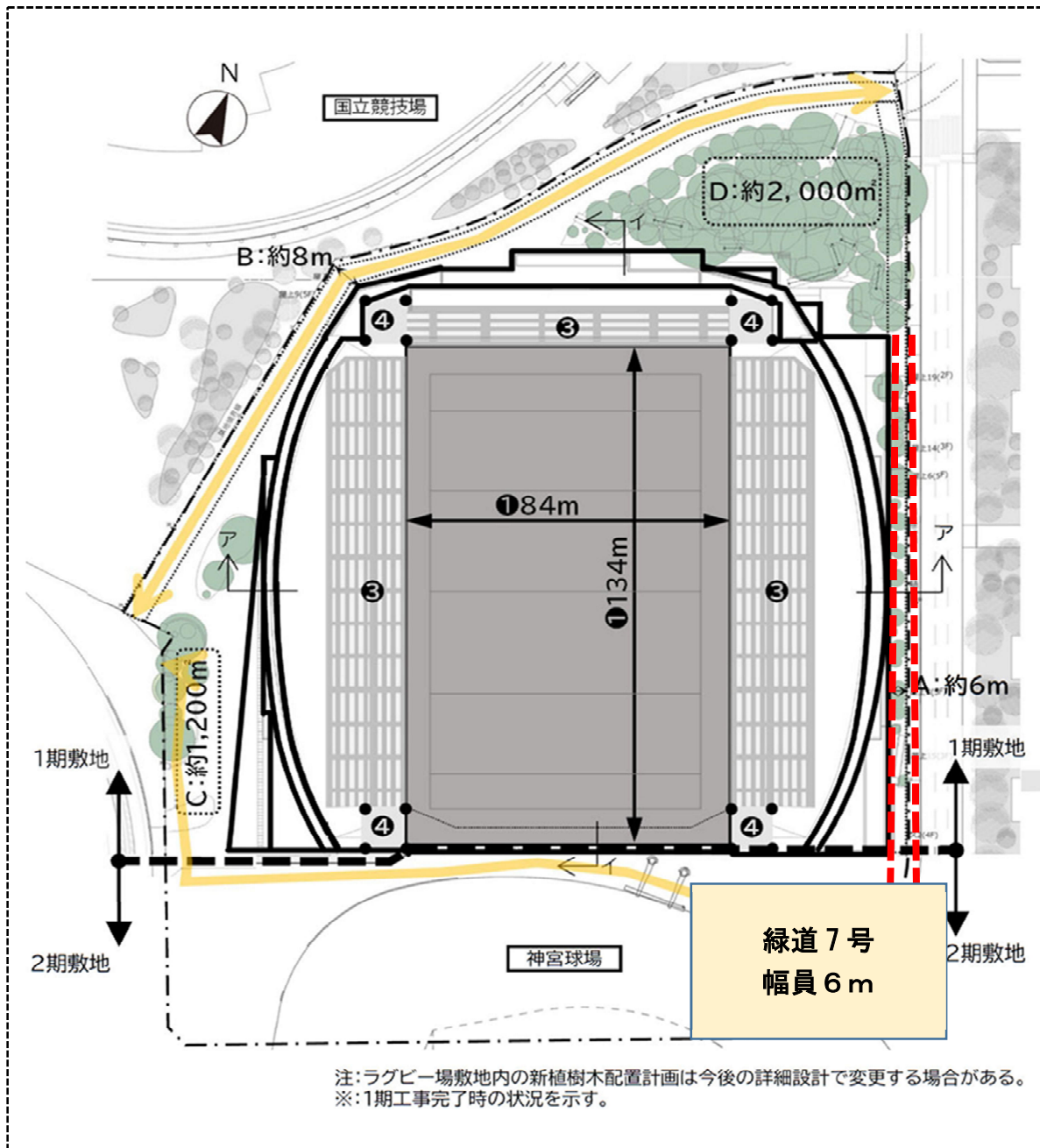
神宮外苑地区市街地再開発事業の地区計画に定められた「緑道」(幅員6m)
上の樹木、及び緑道から保存緑地へ移行するエリアに存在する樹木

- ①東京都市計画地区計画神宮外苑地区地区計画の変更(令和4年3月10日 東京告示第283号)において、建国記念文庫の森のエリアにおいては、「保全緑地1号」(約2000㎡)及び「緑道7号」(幅員6m、苑長約150m)が地区施設として計画決定されている。



https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/toshiseibi/pdf_bosai_toshi_saisei_data_saisei07_06

②次の図は、地区施設として計画決定されている緑道7号と新秩父宮ラグビー場との位置関係を示したものである。



③緑道の定義：

緑道は、次のように定義されている。

「災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。」

出所：国土交通省：都市公園の種類

https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000138.html#:~:text=

④東京都市計画地区計画神宮外苑地区地区計画の変更（令和 4 年 3 月 10 日 東京告示第 283 号）における「区域の整備、開発及び保全に関する方針、公共施設等の整備の方針」は、歩行者ネットワークとして、以下を掲げている。

- ・ **バリアフリー動線を確保する。**
- ・ **公園やオープンスペースをつなぐ。**
- ・ **安全で快適な歩行者ネットワークを整備する。**

この原則に基づき、計画として提示された樹冠投影図に示された樹木について、一本一本の検証を行った。

大規模スポーツ施設をはじめとする集客性の高い施設が集積し、多くの人が訪れる地区特性を踏まえ、国立霞ヶ丘競技場の建替え等を契機として、以下の方針に基づいて必要な公共施設等の再編・整備等を行う。

1 道路及び歩行者ネットワーク等の整備等の方針

- ・ 地区に隣接する各駅から周辺市街地や地区内のスポーツ施設等への結節機能の向上を図りつつ、歩行者流動を円滑化し、地区内の公園及びオープンスペース、にぎわい施設等の間の回遊性を創出するため、地形条件等も踏まえて、都市公園内の通路と連携したバリアフリー動線を整備するとともに、公園やオープンスペースをつなぐ民地内の歩行者通路を確保するなど、安全で快適な歩行者ネットワークを整備する。
- ・ 世界に誇れるスポーツ施設の集積地区として、施設の更新・集約・再編整備等に合わせ、自動車・歩行者とも、より安全で利用しやすい道路ネットワークの再構築を図る。国立霞ヶ丘競技場の建替えに伴い、新競技場敷地内における安全で快適な歩行者空間を整備する。
- ・ 神宮外苑いちょう並木から明治神宮聖徳記念絵画館を臨む首都東京の象徴的な眺望を保全するため、いちょう並木を形成する区域の一部を、緑道として位置付ける。

2 公園及びオープンスペース等の整備の方針

- ・ 現在の都立明治公園の一部が新国立競技場の敷地に編入されることから、立体都市公園制度を活用して都立明治公園を再編整備する。また、地区内の歩行者ネットワークの形成にも資するよう、再編整備後の公園と一体的にオープンスペースを確保する。

- ⑤事業者により提示されている新秩父宮ラグビー場の位置と緑道7号の位置
および緑道上の樹木

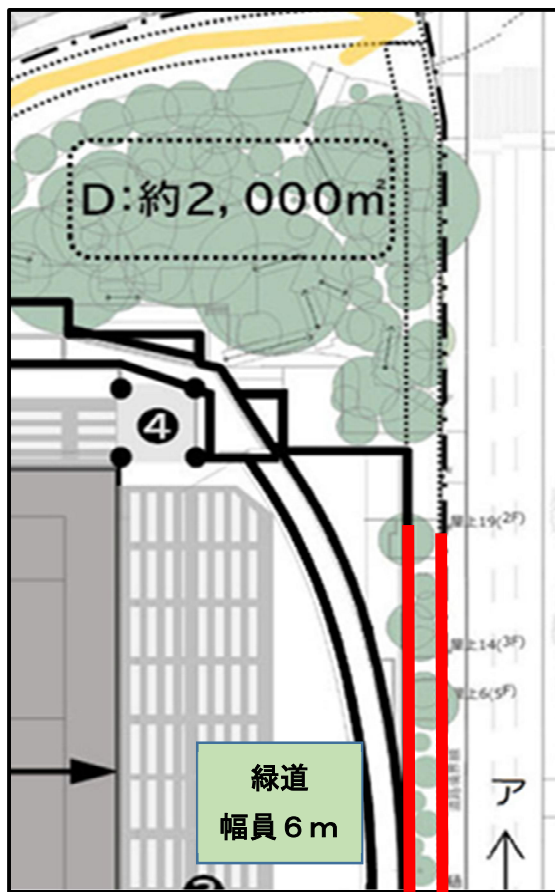


図 新秩父宮ラグビー場と緑道



図 提示された樹冠投影図と緑道の位置

<検証1：ヒトツバタゴ KE-146>

緑道上に位置するヒトツバタゴ (KE-146) について検証する。

ヒトツバタゴは、神宮外苑を象徴する樹木であり、江戸期より、名木として名高く、明治天皇も、ことのほか、愛でられた由緒ある樹木である。初代（江戸期よりの樹木）は、大正期（1924年）に天然記念物に指定されたが、1933年に樹齢百数十年で枯死した。根つぎにより、大正期に二世が育成され、そのうち、外苑には、女子学習院正門横（現在の秩父宮ラグビー場入り口）と建国記念文庫の森に生育していた。



この緑道として計画されている位置に生育しているヒトツバタゴは、戦前、李王朝から譲り受けたヒトツバタゴを、昭和30年代に外苑の苗圃で、繁殖させることに成功したもので、建国記念文庫の初夏の風物詩となっていた（下記、写真を参照）。

この昭和30年代に育成に成功したヒトツバタゴは、「花いっぱい運動」の先駆けとして、外苑から全国各地に植えられ、多くの人々が楽しむルーツになったものである。

このような歴史的由来を持つ、ヒトツバタゴ KE146 は、樹高9m、幹回り113cm、葉張り6mであり、計画される緑道のほぼ中央部に位置する。緑道に接して建築が立ち上がるため、安全な動線を確保するという地区計画の原則に反するため、現在の位置での保全是不可能である。

建国記念文庫の森 保存樹木	樹高 (m)	幹周 (cm)	葉張り (m)	評価
KE-146 ヒトツバタゴ	9.0	113	6.0	B

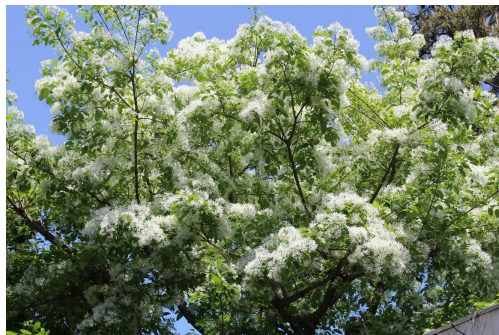
1 ヒトツバタゴ KE-146
 建国記念文庫の東側には、昭和30年代に実生によるヒトツバタゴの苗木がつくられる様になり連続する美しい樹林地が創り出されてきた。緑道の中央に位置する。ラグビー場の建設のための工事ヤードが最低2m、掘削する必要があるため、根茎が損傷され、葉張りも、6mであることから、幅員6mの緑道内での保全是不可能である。



2022年9月11日撮影



2024年4月23日
満開のヒトツバタゴ



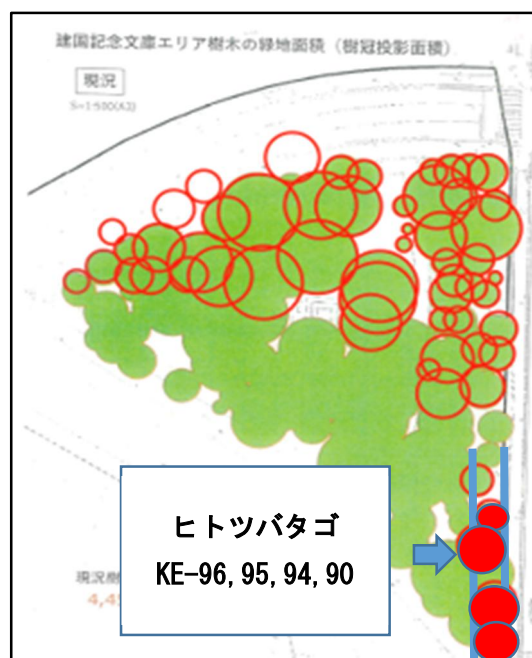
初夏に、雲海のような
美しい白い花をつける
ヒトツバタゴ

<検証2：ヒトツバタゴ KE-96, 95, 94, 90>

同じく、地区施設として計画されている緑道上のヒトツバタゴである。

いずれも、幹回は約80cm、高さは5～8mであるため、新秩父宮ラグビー場の影となり、日照は午前中しか、確保できない。葉張りも、約5～8mであり、緑道の幅員6mよりも大きな樹木である。

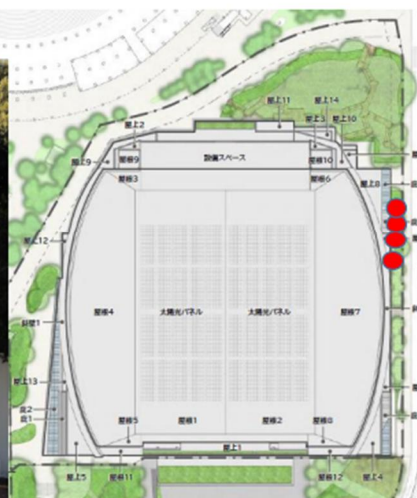
以上より、この位置でヒトツバタゴを保全することはできない。



建國記念文庫の森 保存樹木	樹高 (m)	幹周 (cm)	葉張り (m)	評価
KE-96	8.0	78	8.0	C A C C
KE-90	6.0	2本立	8.0	
KE-94	5.0	77	6.0	
KE-95	4.0	2本立	5.0	
<u>ヒトツバタゴ</u>				

ヒトツバタゴ KE-96
ヒトツバタゴ KE-95
ヒトツバタゴ KE-94
ヒトツバタゴ KE-90

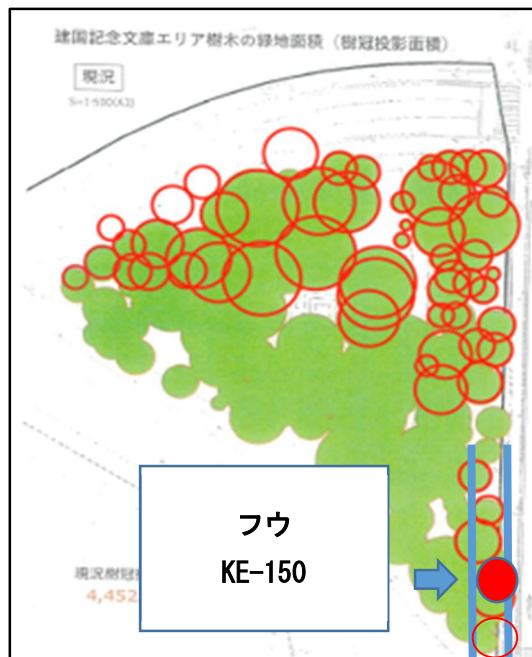
昭和30年代に植栽された一群のヒトツバタゴ。初夏に雲海のような白い花を咲かせるが、ラグビー場により日照が妨げられる。緑道の中央部に位置し、緑道の幅員は6mであり、葉張りは8mであるため、現地保存は不可能である。



〈検証3：フウ KE-150〉

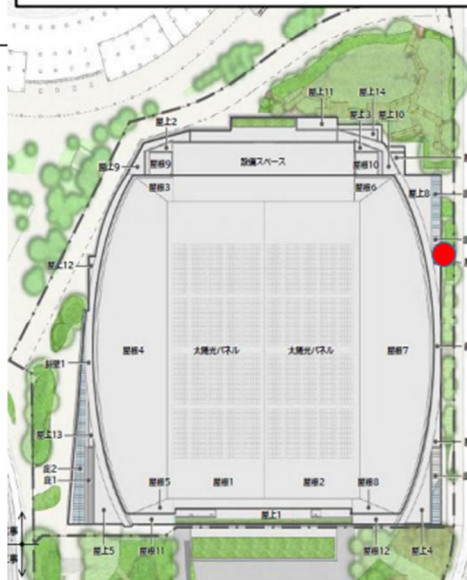
地区施設として計画されている
緑道上のフウである。

円錐形に伸び、端正な樹木であり、
創建時の樹木リストに記載されていること、
及び幹回りが166cmにおよび、フウと
しては、破格の古木であるため、創建時より
の歴史的樹木であると考えられる。
樹高は、13.5mであるため、新秩父宮ラグビー
場の影となり、日照は午前中しか確保
できない。葉張りも7mであり、緑道の
幅員6mよりも大きな樹木であるため、この
位置で保全することはできない。



建国記念文庫の森 保存樹木	樹高 (m)	幹周 (cm)	葉張り (m)	評価
KE-150 フウ	13.5	166	7.0	B

フウ KE-150
Liquidambar formosana
円錐形にのび、端正な大木である。現在の
歩道との境界から、やや奥まった位置に
あり、葉張りが7.0mであるため、ラグビー場
の壁面と競合し、現地保存は不可能である。

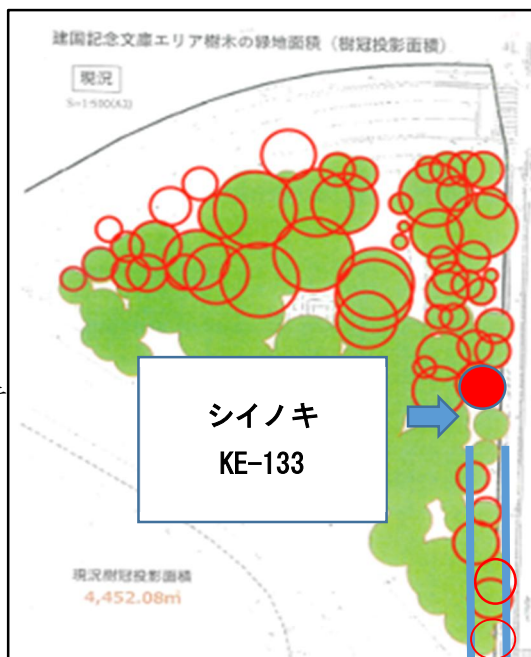


2022年9月11日

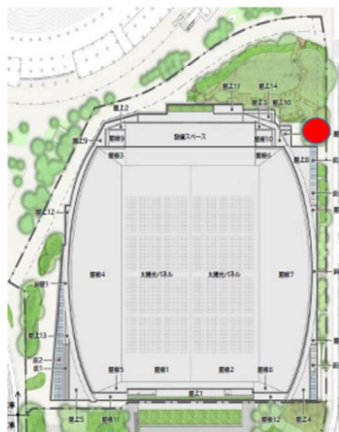
<検証4：シイノキ KE-133>

地区計画で定められている「歩行者の安全なネットワークを形成する」緑道が突然、行き止まりとなり、保全緑地となる位置に存在しているシイノキ（スダジイ）の大木である。

幹回りは、224cmで、外苑でも有数の巨木である。葉張りは10mに及び直進してきた緑道は、建築への車両出入口となる。提示された図面にはこのシイノキの背後に園路とみられるものが描かれているが判然とした図ではなく、説明も行われていない。いずれにしても、この巨木に接し、車両出入口、緑道等が計画されており、根系の保全が行われておらず、樹木を保全する原則に反し、衰退していくことが予想される。このシイノキの隣には、創建時よりの“最後の生き残り”であるクロマツが存在している。したがって、多くの市民が利用する歩行者空間が、極めて重要な保全樹林内に設置されることは、地区計画の原則に反するものである。



建国記念文庫の森 保存樹木	樹高 (m)	幹周 (cm)	葉張り (m)	評価	シイノキ KE 133 <i>Castanopsis cuspidata</i> 当該地域を代表する常緑広葉樹。 明治神宮の杜の重要な樹木の一つ。 樹齢100年を超える樹木である。
KE-133 シイノキ	15.0	224	10.0	B	



緑道7号の計画エリア（幅員6m）の中央に位置する。
 樹高15.0m、幹周224cm
 葉張りは10.0mであり、樹木を保存する場合、通行することはできない。
 非常時の避難路、安全な交通の確保という「緑道」の基本的要件を満たさないため、現在の計画では、現地保存は不可能である。

(3) 提示された計画における樹冠投影図において持続的生育が困難な樹木

神宮外苑地区市街地再開発事業の地区計画に定められた「保全緑地」内の樹木であるが、ラグビー場への進入路に近接していること、「緑道」から「保全緑地」へ移行するエリアに存在し多くの通過動線が想定されること、一年を通じて日照が期待できないエリアの陽樹であることから、持続的生育が困難であり、緑地保全の原則に反するもの

<検証1：クロマツ KE-131>

シイノキ KE-133 に隣接する位置にあるクロマツである。現在、建国記念文庫の森の大半の樹木が伐採されたため、このクロマツとシイノキの存在感が、ひときわ目立っている。

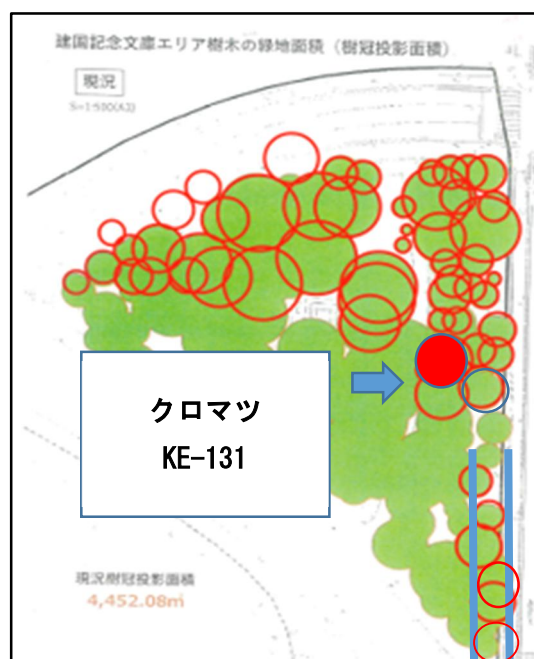
クロマツは、荒れ地に先駆的に生育する陽樹であり、この間、マツノザイセンチュウにより、全国各地で枯死が相次いでいる。

建国記念文庫のこのクロマツは、創建時よりの“最後の生き残り”であり、おそらく外苑の樹木管理の皆様が、手塩にかけて消毒を行い、守り抜いてきたものと想定される。保存樹木として、極めて重要であることは論を待たないが、深刻な問題は、

歩行者動線だけではなく、日照の問題である。

次に示す図は、春・夏・秋・冬の日影図として公開されているものであるが、この位置では、一年を通じて、ほとんど日照が期待できない。何よりも陽光が必要なクロマツは生育していくことは困難であり、樹木を保全する根本的原則に反するものである。

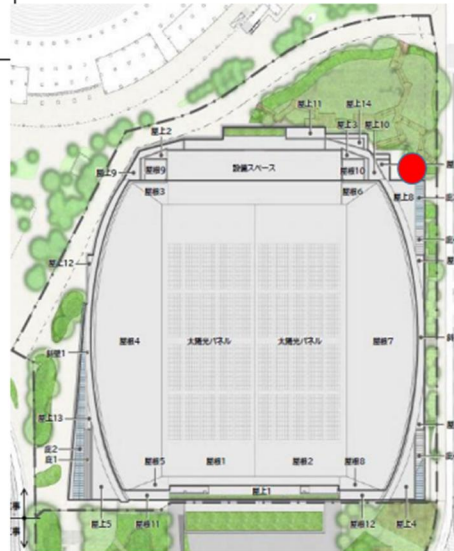
また、当該エリアは、新ラグビー場への進入路が計画されており、建築と道路の双方の建築により、根系の損傷、水循環の改変などが生じ、持続的維持のための、基本的施策が講じられていないため、緑地を保存する原則に反している。



建国記念文庫の森 保存樹木	樹高 (m)	幹周 (cm)	葉張り (m)	評価	2-2 クロマツ <i>Pinus thunbergii</i> 当該地域を代表する針葉樹。創建時よりの樹木。 この間、全国各地でマツノサイセンチュウにより、クロマツは大量に枯死したが、建国記念文庫 では、この1本のみが残っている。青山練兵場 の記憶を継承する重要な樹木である。
KE-131 クロマツ	20.0	185	6.0	B	



2022年9月11日 撮影



日影検証図

日影を検証した図である。

図中に示した位置が、

クロマツの生育している場所である。

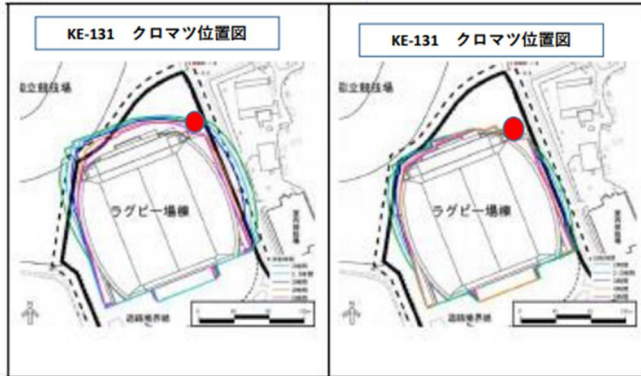
春～夏～秋～冬と、一年を通して、陽が当たることはないことがわかる。

クロマツは陽樹 (sun tree) であり、生育に陽光を必要とする。したがって、この環境では、持続的に生育していくことは不可能である。

出所： 第80回新宿区景観まちづくり審議会「報告1」資料。2025年1月29日

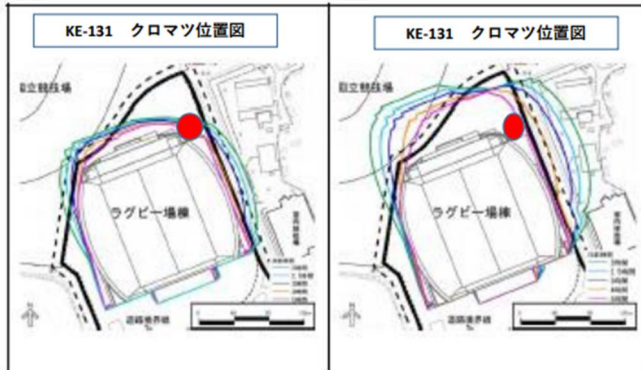
春分

夏至



秋分

冬至



<

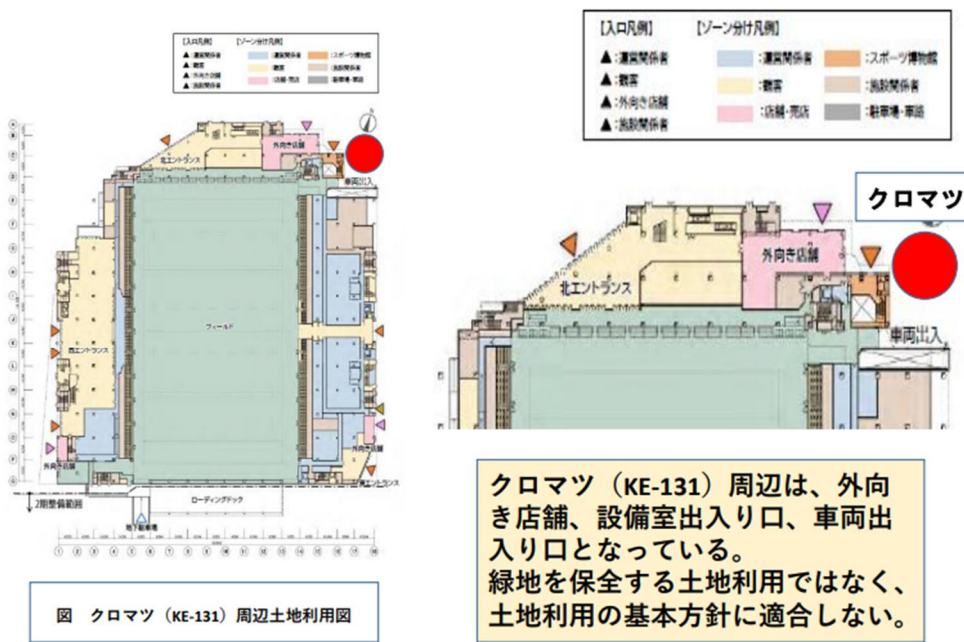


図 クロマツ (KE-131) 周辺土地利用図

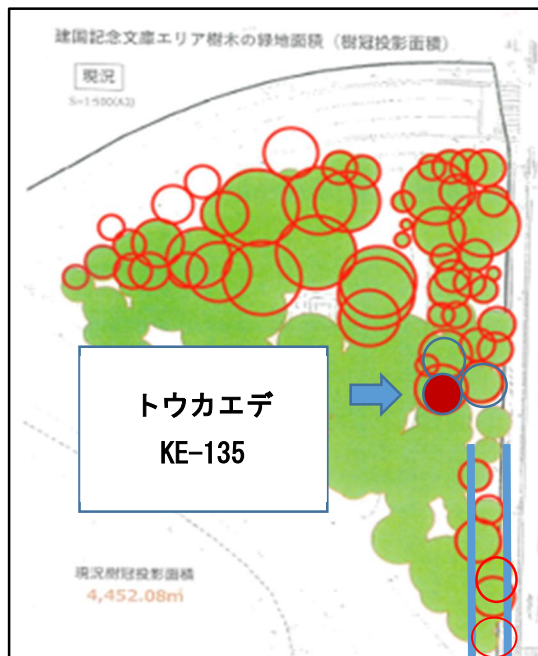
図 第80回新宿区景観まちづくり審議会「報告1」資料。 2025年1月29日

<検証2：トウカエデ KE-135>

クロマツ、シイノキに隣接する位置にあるトウカエデである。秋の紅葉が美しく創建時に植えられた重要な樹木である。

青山口正面の4列のイチヨウ並木は噴水のある池の前までであるが、この広場に華やぎを与えているのが、トウカエデである。日照が必要な陽樹であり、現在も周囲の樹木が繁茂し、陽光を求めて、樹高が高く、樹形としては変則的となっている。

次に示すのは、日影図であり、一年を通して、新ラグビー場の日陰となるため、持続的生育は困難である。保存緑地の原則に反する。

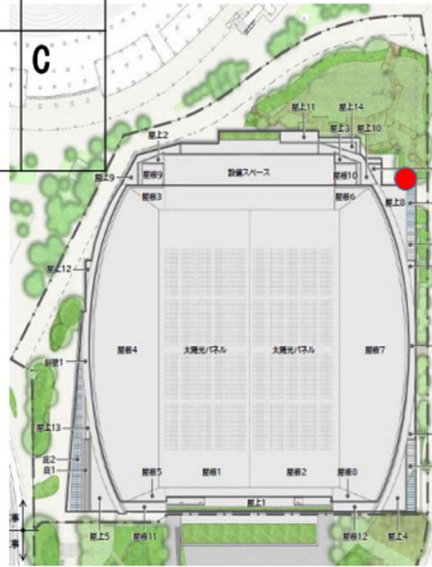


トウカエデ KE-135

建国記念文庫の森 保存樹木	樹高 (m)	幹周 (cm)	葉張り (m)	評価
KE -135 トウカエデ	15.0	155	4.0	C



2022年9月11日 撮影



KE-135 トウカエデ 位置図

日影検証図

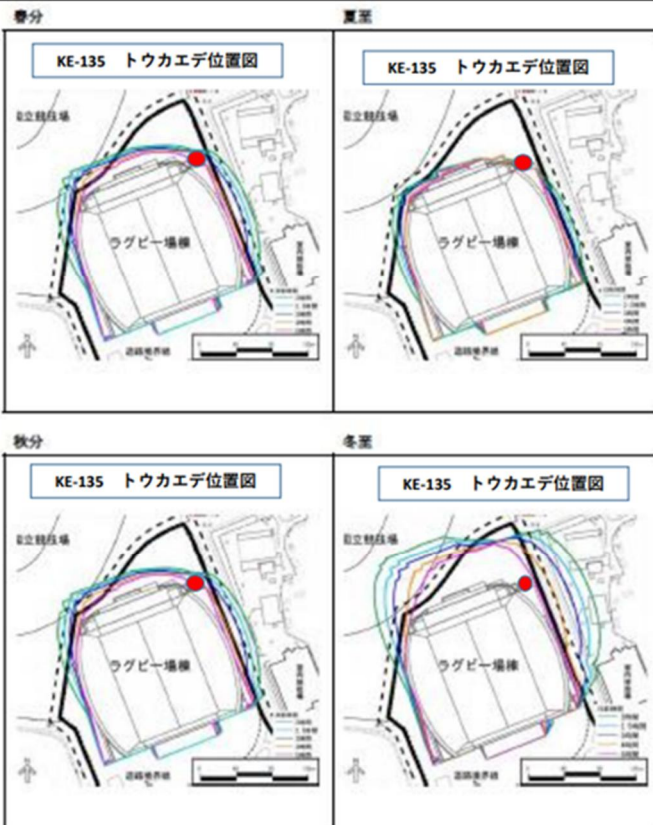
日影を検証した図である。

図中に示した位置が、
トウカエデの生育している場所
である。

春～夏～秋～冬と、一年を通して、
陽が当たることはないことが
わかる。

トウカエデは陽樹 (sun tree)
であり、生育に陽光を必要とす
る。したがって、この環境では、
持続的に生育していくことは不
可能である。

出所： 第80回新宿区景観
まちづくり審議会
「報告1」資料。
2025年1月29日



またトウカエデの位置は、車両進入路に近接しているため、根系の保全が困難と想定され、樹木を保全するという原則を貫くことは、困難である。



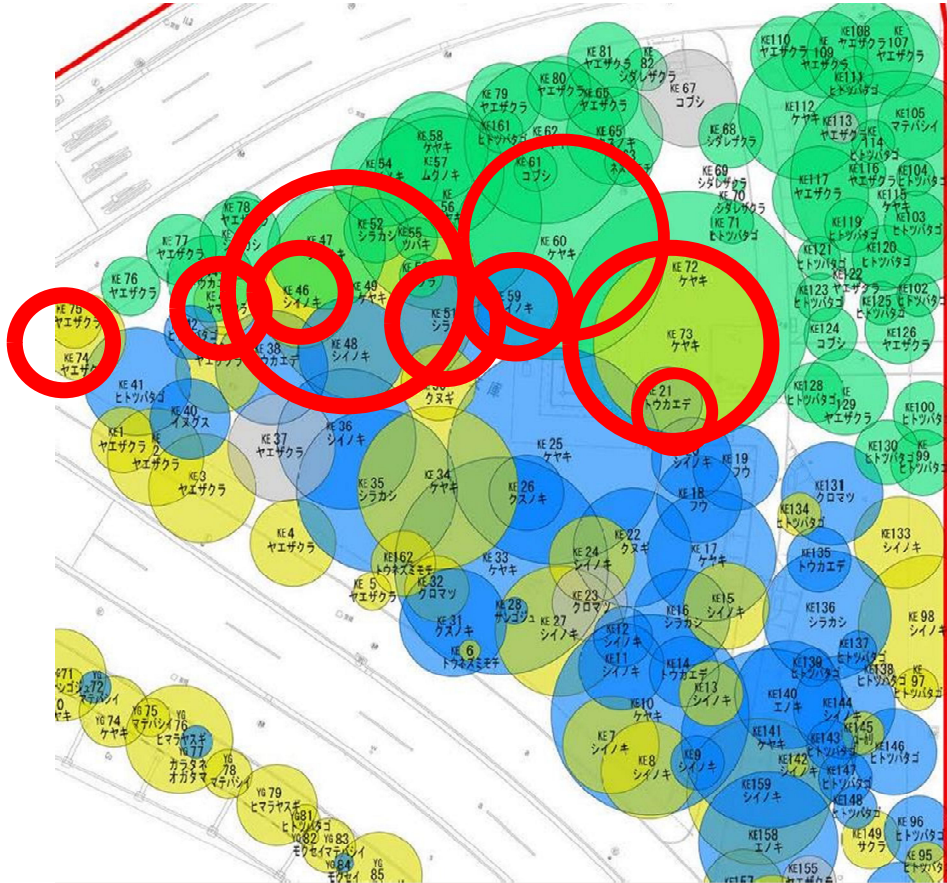
(4) 提示された計画における樹冠投影図において、建設される新ラグビー場・高さ4.6mと樹冠の広がり、根系の広がりが競合する樹木

次に示す図は、新秩父宮ラグビー場の設計変更により、伐採・移植から現地保存に変更が行われた樹木のうち、新ラグビー場の北側に位置する「保全緑地1号」の樹木である。

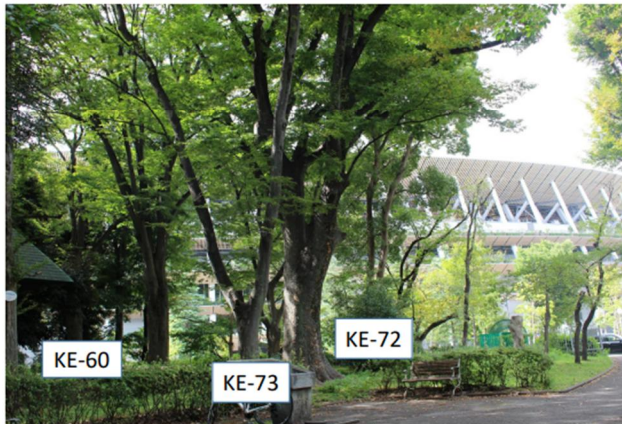
樹種は、KE60 ケヤキ、KE72 ケヤキ、KE73 ケヤキ、KE21 トウカエデ、KE89 シラカシ、KE46 シイノキ、KE49 ケヤキ、KE43 ヤマザクラ、KE75 ヤエザクラである。

このうち、KE60、KE72 ケヤキ、KE73 ケヤキは、建国記念文庫のなかで極めて重要な樹木である。KE60、KE72は、樹高は20mであり、幹回りも、265cm、340mの大木である。

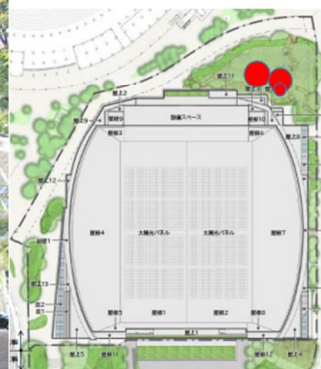
根系が発達しており、地表に露出しているため、その保全は必須であるが、新ラグビー場の計画では、当該区域は、外向き店舗や博物館が設置されており、おそらく、デッキによる利用と想定されるが、乾燥化、水循環の変化など、緑地保全の原則には反する土地利用となっている。



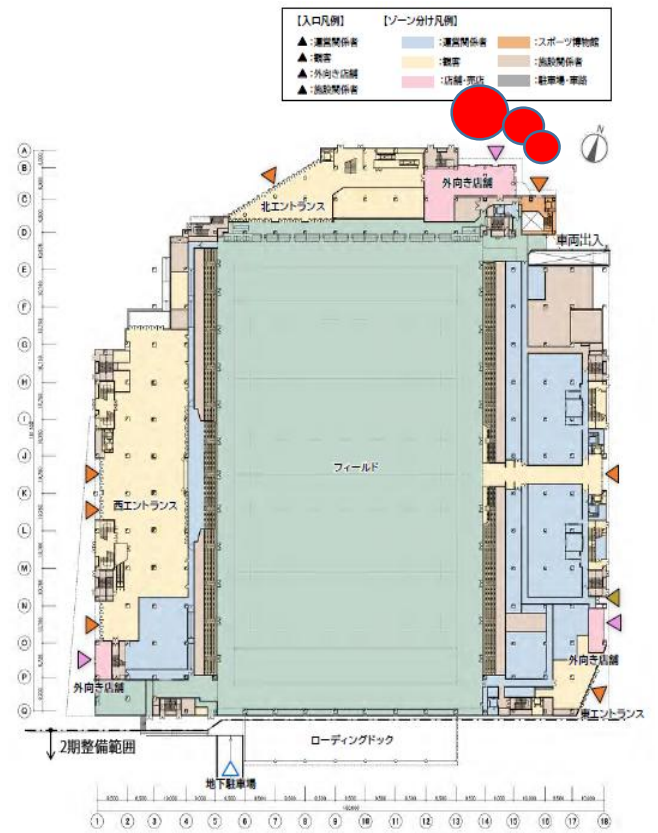
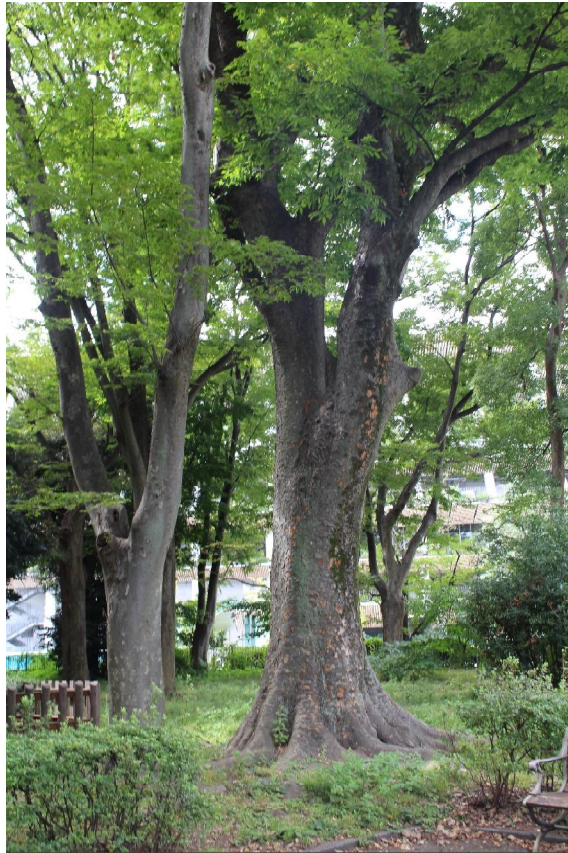
建国記念文庫の森 保存樹木 ケヤキ	樹高 (m)	幹周 (cm)	葉張り (m)	評価	保存緑地の中心を構成するケヤキ <i>Zelkova serrata</i> 武蔵野の地を代表する落葉広葉樹。大きく枝を広げた樹形が美しく、新緑から、夏には木陰をつくり、秋の紅葉、冬の姿も多くの人々に愛されている。南面に新秩父宮ラグビー場が建設されることにより、日光を浴びることはなくなり、のびのびとした枝を広げることは不可能となる。
KE-60	20.0	265	20.0	B	
KE-72	20.0	340	20.0	A	
KE-73	10.0	152	10.0	B	



2022年9月11日撮影



ケヤキ(60,72,73)位置図



この写真は、KE72のケヤキ、KE60のケヤキであるが、根系が地表に露出し、一面を覆っていることがわかる。また、褐色森林土壌が発達しており、下層の草本類の豊かな森林群落であったことがわかる。






通常、開発にあたっては、森林土壌の保全が必須であり、事前に表層土壌を保護することが、多摩ニュータウンの建設等に際して、半世紀以上前から実施されてきた。

しかしながら、今回の外苑再開発においては、土壌の保全は、全く報告されていない。伐採地は、固く閉じられており、新国立競技場の上部から確認するしか方法はないが、重機が走っており、建設工事が開始されている。土壌保全が行われたかどうかは、明らかにされるべきである。

樹冠投影図に関しては、明らかに新ラグビー場（46m）の建築と競合する樹冠の部分のみ、不適切と判断し、面積の算定を行った。

まとめ

以上、提示された樹冠投影図の検証を行った。
この結果、以下が明らかとなった（下図、参照）。

-  第二球場からの移植樹が記載されている。建国記念文庫の森に存在していた樹木ではないため、伐採前と伐採後を比較するため、含めるべきではない樹木
-  神宮外苑地区市街地再開発事業の地区計画に定められた緑道（幅員 6 m）上の樹木
-  緑道から保存緑地へ移行する位置に存在する巨樹。車両進入路及び、緑道の迂回デッキに囲まれており、根系及び地下水系の改変から持続的生育が困難となることが想定される樹木
-  新設される秩父宮ラグビー場（高さ 46 m）の北側に位置する、陽樹（日照が必要な樹木。クロマツ、ヒトイツバタゴ、フウ。ヒトイツバタゴは、外苑を象徴する樹木であり、大切に育てられてきたが、十分な日照がない場合、花は咲かず衰退していく。クロマツは、創建時からの最後の“生き残り”のマツであり、極めて重要。）
-  新ラグビー場の建築と樹冠が、完全に重なり合う部分。葉を広げることではできないため、含めることはできない。残存するエリアも、「保全緑地 1 号」として指定されているが、ラグビー博物館へのエントランス、グッズの外付け販売所、緑道からの歩行者動線の集中、車両出入口の整備、日影分析から建築の北側などが集中しており、地区計画を遵守する計画とはなっていない。

伐採前の樹冠投影面積は、4,452.08 m²、詳細な検証を行った樹冠投影面積は、1,722 m²であった。したがって、

$$1,722 \text{ m}^2 \div 4,452.08 \text{ m}^2 = 0.3867$$

すなわち、計画された樹冠面積は、伐採前の樹冠投影面積の 38.7%に過ぎないことが明らかになった。

この検証では、建築工事に際する根系や地下水の変化の影響、新ラグビー場建設後の日影、風障害、多くの人々の利用による踏圧の増大、森の乾燥化等、想定される様々の影響は、最小限の検証にとどめた。

市街地再開発事業において、わずかに地区計画として決定された「保全緑地 1 号」すら適切に保全される計画でないことが明らかになった、この地区計画は、新宿区都市計画審議会にも、意見の照会が求められており、同審議会は、「よりよい環境形成への努力」を付帯意見として提出している。伐採を許可した新宿区長の責任は重大である。

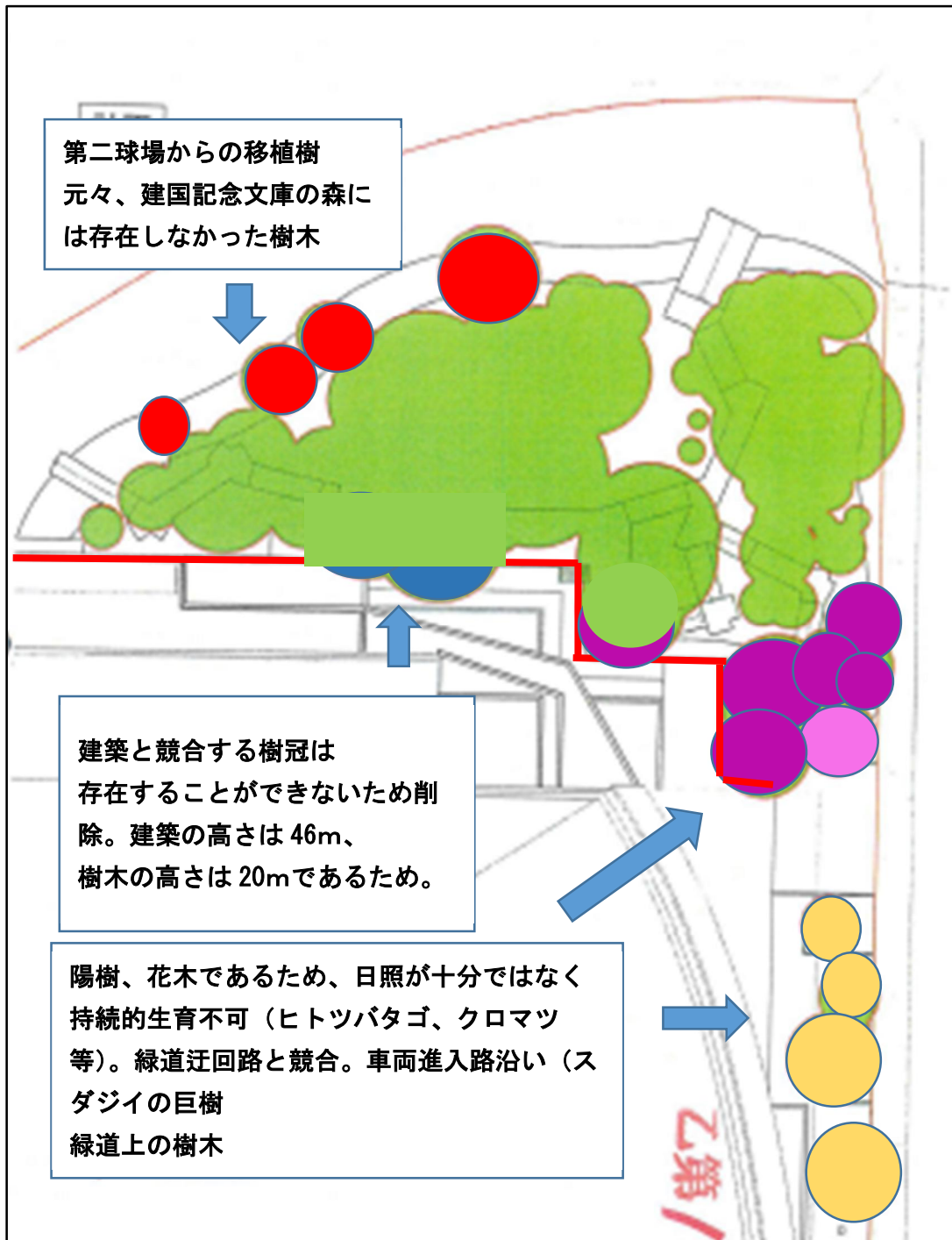


図 樹冠投影図の検証

5. 外苑を象徴するヒトツバタゴ等、歴史的樹木の不適切な移植

樹木は文化である。外苑で最も古い樹木はヒトツバタゴ、通称、ナンジャモンジャと呼ばれる。学名は *Chionanthus retusus*、(モクセイ科)で、五月頃、梢高く、雪のように白い花をつける。この学名は、ギリシャ語の Xion (雪) と Anthos (花) より成り立っているもので、retusus は、鈍角という意味で、葉が楕円形で鋭角ではないことを意味する。

落葉高木で、大きいものでは、高さ10～15m、両性花と雄花があり、十月頃、黒い実をつける。陽光を好む華やかな樹木であり、日本では愛知県と岐阜県の一部、そして対馬にのみ分布していた。このため、東京では、存在しない樹木だったが、青山三筋町という、現在の外苑の地に江戸時代から一本のヒトツバタゴがあり、誰も何の木かわからず、「ナンジャモンジャ」と言われてきたと伝えられている。



上図は、明治十七年の現在の外苑エリアであり図面右下に広がる庭園は、紀州藩上屋敷の池泉回遊式庭園である。隣接する地が青山であり、「六道の辻」が記載されている。江戸期からのヒトツバタゴの由来について最も古い記録は、一九二四年に発刊された『天然記念物調査報告・植物之部』(内務省)で、執筆者は帝国農科大学教授で史蹟名勝天然記念物調査会委員を務めた白井光太郎である。

「この木は、維新前よりこの地にあり、明治十八年、青山練兵場設置の際は、旧青山三筋町二丁目八番萩原三之助の邸内にあった」と記されている。路傍に添った位置にあり、年々開花し、珍しい樹木であったが、その名前を知る人がなく、ナンジャモンジャ、もしくは地名により「六道木」と呼ばれていたと記載されている。青山練兵場を整備する際に、所有者より金十八圓にて買い上げ、人家が取り払われた後も、そのまま現地に保存された。この地は、天保年間の廣益諸家人名録では、紀州本草家、坂本浩然の家居が青山六道辻とあり、おそらく同氏が、その家居に移植したものではないかと白井は述べている。

一九〇三年頃になると、樹木の周りの盛土が崩れ始め、このままでは枯死の危険性が生じ

たため、白井が詳細な調査を行い、保護のために天然記念物の指定願いを出し、明治天皇もその請願書をお読みになられたと記載されている。聖徳記念絵画館の第七四番の絵画は、明治天皇が凱旋観兵式に出席された時のもので、背景には、満開のヒトツバタゴが雪をかぶったように描かれている。この「六道木」は、当時、大変、珍重されたようで、永井荷風は、『日和下駄』（大正三年）に次のように著している。

「都下の樹木にして以上の外なお有名なるは青山練兵場のナンジャモンジャの木」

この樹は、一九二四年に天然記念物に指定されたが、一九三三年に樹齢、百数十年で、ベッコウダケの被害で枯死した。実生で増やしていくことが、困難な樹木であったが、駒場農科大学植物園掛の中山直正が、根接という方法で、苗木をつくることに成功し、小石川の植物園、その他、二、三の所に分根があると、白井は記載している。外苑の二代目は、初代と同じ場所に植えられたが、戦後テニスコート整備のために絵画館前に移植され、枯死した。現在は三代目となる



外苑において、二世と考えられるヒトツバタゴは、2本あり、一本は、元女子学習院の正門の横（現在の秩父宮ラグビー場）、もう一本が建国記念文庫の森に存在していた。。



写真 建国記念文庫に生育していたヒトツバタゴの古木 2022年10月

極めて、重要な歴史的樹木であるため、日本イコモス国内委員会は、2023年11月21日「神宮外苑を象徴するヒトツバタゴ大径木の現地保存のお願い」を發し、明治神宮に再考を促した。

[神宮外苑を象徴するヒトツバタゴ大径木の現地保存のお願い明治神宮_宮司_九條_道成様宛て \(1\).pdf](#)

しかしながら、伐採は、免れたものの、絵画館前広場に移植されたヒトツバタゴ、そして建国記念文庫の森に生育していた巨樹の実態は、次の写真の通りである。



写真 絵画館前広場に移植されたヒトツバタゴ、ケヤキ 2025年3月

移植により、伐採本数を減らし、それにより開発の正当性を事業者は主張し、新宿区長は伐採許可を下した。

しかし、このような樹木の尊厳を、全く顧みない行為は、都市計画法第8条で定める「都市内外の自然美を維持保存するために、木竹の伐採などに一定の制限を加える」目的で、大正12年より導入されてきた

「風致地区制度」の根幹を揺るがすものとする。

日本における「風致地区」は、ほかならぬ明治神宮内苑・外苑に初めて導入されたもので、当地は、この意味から歴史的にみて重要な地である。

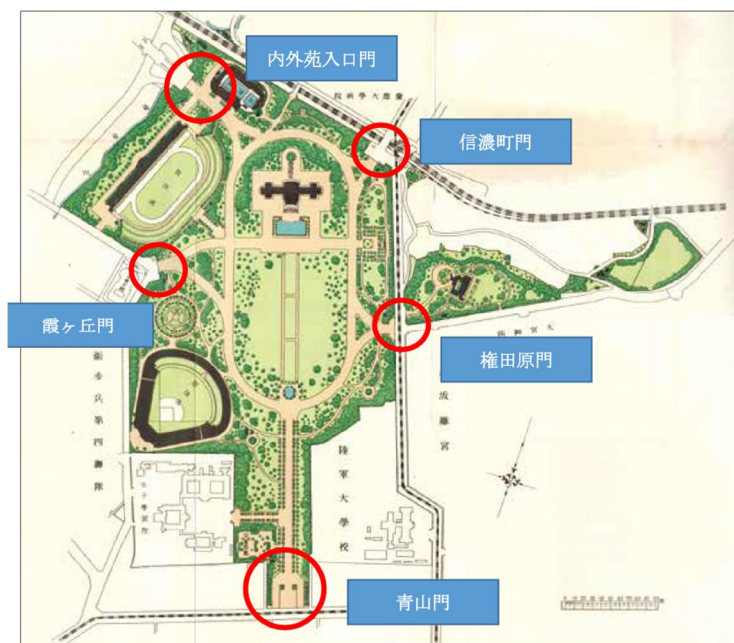


写真 移植された建国記念文庫のクスノキ

6. 外苑を象徴する霞ヶ丘のスタジイの伐採

図は、神宮外苑の（大正 15 年当時）の平面図であり、主要な門の位置を示したものです。外苑の正門は、青山口で、「間口 46 間、奥行 30 間の広場を設け、両側幅 4.5 間乃至 5 間、長さ 30 間、高さ 7 尺の石塁を築き、その上に芝を植えマテバシイを植栽し、内方歩車道の間には二ヶ所相対して、幅 4.5 間、奥行 5 間、高さ 7 尺の石塁ある檀を設け、上に樹木を植う」と記されている。（出所：明治神宮奉賛会、『明治神宮外苑志』昭和 12 年）。使用した石材は、江戸城外濠の古石材を宮内省より、譲りうけ、ほとんど原形のまま積み上げた」と記載されている。

権田原、霞ヶ丘、信濃町の入り口は、「幅 13 間、両側に方 6 尺、高さ 9 尺の門柱を設け、鉄筋コンクリート造りとし、柵下石及び小松石を張付け、外側は、門柱と同様な石材を使用し、これに袖垣を附したり」と記載されており、今回、破壊された霞ヶ丘門は、現存する極めて重要なものだった。



外苑の門



戦前の霞ヶ丘門

その特色は、門と並んで、スタジイの古木が存在していたことであり、日本イコモス国内委員会は、その保存のために、以下の要請を行った。

令和 5 年 3 月 6 日

「秩父宮ラグビー場の移転により破壊される「神宮外苑霞ヶ丘門」の保全に関する要請書」

[秩父宮ラグビー場の移転により破壊される神宮外苑霞ヶ丘門の保全に関する要請_U1iY8oG \(4\).pdf](#)

しかしながら、伐採は、2024年（令和6年）12月に強行され、現在は、跡形もなく歴史の中からうしなわれた。

風致地区とは、人々に育まれてきた「文化的資産」を護り育てていく制度であり、これを瞬時にして抹殺する行為は、都市計画第8条の風致地区の理念に反するものである。



霞ヶ丘門のスタジイ 2024年 12月 17日 撮影



霞ヶ丘門のスタジイ 2024年 12月 18日 撮影

7 都市緑地法にもとづく法定計画である「緑の基本計画」における樹林地関連の内容

7-1 新宿区みどりの基本計画（平成30年3月）

(1) 計画の位置づけ

新宿区みどりの条例第6条に基づく「みどりの保護と育成に関する計画」であるとともに、都市緑地法に基づく法定計画であり、同時に、生物多様性基本法に基づく「生物多様性地域戦略」の性格もあわせ持っている。また、「新宿区まちづくり長期計画 都市マスタープラン」の個別計画として、みどりの施策を実施していくための基本となる計画である。

(2) 計画の理念

「潤いと風格のあるみどりで賑わう持続可能な都市“新宿”をめざす」

(3) 計画の目標は、以下の通りであり、緑被率（上空からみた時に緑で覆われている面積：樹冠被覆率と同義）を25%としている。

「樹林地」という分類、定義は行われていない。

(3) 計画の目標

①緑被率の目標（緑被率とは、上空から見た時に緑で覆われている割合です。）

現在の緑被率	当面の目標	将来の目標
17.48%	10年間で1%アップ	25%

②みどり率の目標（みどり率とは、緑被率に水面や公園全体を含めた割合です。）

現在のみどり率	当面の目標	将来の目標
19.94%	10年間で1%アップ	27%

③公園の目標

現在の公園面積	当面の目標	将来の目標
117.28ha	10年間で2haの公園面積確保	約145ha（公園等）

※公園等とは、公開空地などの公園的な空間を含んだものです。

(4) みどりの調査 以下の通りであり、樹林地の定義は行われていない。

(1) 緑被率

空中写真を用いて、区内の緑被地（樹木・樹林・草地・屋上緑地）を判別する緑被の割合を調査します。

(2) 樹木

区内の樹木について、所在地・樹種・大きさなどを調査します。

(3) 樹林

区内の一定の面積以上の樹林について、所在地・面積などを調査します。

(4) 草地

区内の一定の面積以上の草地について、所在地・面積などを調査します。

(4) 将来ビジョンは、「7つの森」をつくりだすとされており、これらの森の中核となるものが都市計画公園である。明治神宮外苑も、7つの森の一つを形成している。

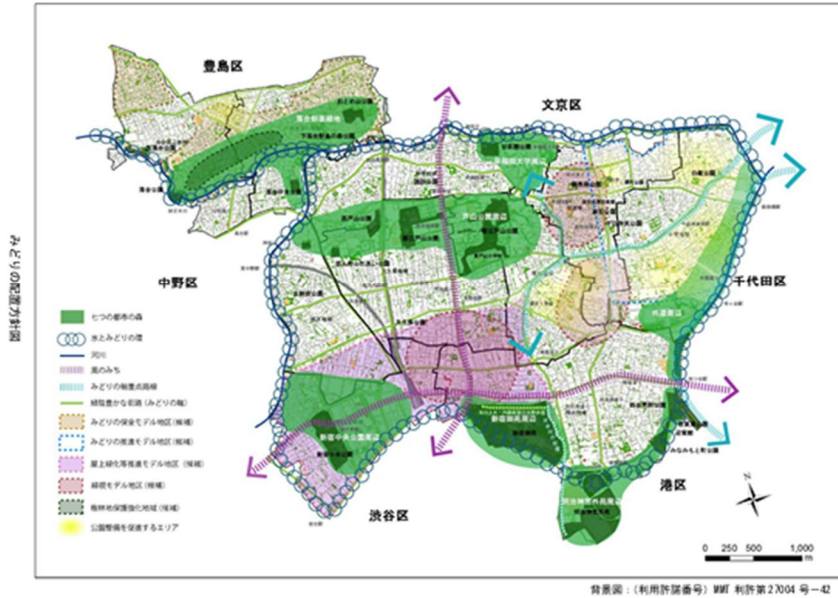


図 新宿区みどりの基本計画 「みどりの配置方針図」

7-2 川崎市緑の基本計画（平成30年3月）

(1) 川崎市緑の基本計画における「自然環境」（緑の現況調査）調査における内容以下に示すとおり、「樹木の集団の規模は300平方m以上とし」とされており、本数には言及されていない。

2 自然的環境の分布（緑の現況）

- 「自然的環境の分布」で示す自然的環境要素は、一定規模以上の樹木の集団、農地、河川等及び運河とします。
- 樹木の集団の規模は300㎡以上とし、緑化によって創出された緑地をはじめ、公園緑地の樹林地や多摩川右岸の崖線、麻生区の黒川、早野、岡上などにみられる樹林地までを含み空中写真により把握します。樹木の集団は、川崎区、幸区、中原区では点在して分布しており、高津区、宮前区、多摩区、麻生区の多摩丘陵の一角をなす地域には、比較的まとまりのある樹林地が多く分布しています。
- 農地は、固定資産概要調書等により、量と分布状況を把握します。幸区の鹿島田、小倉を境として市の南東部には殆ど農地がありませんが、北西部の高津区、宮前区、多摩区、麻生区には比較的多くの農地が分布しています。また、黒川、早野、岡上地区の農業振興地域にはまとまった農地の分布がみられます。
- 河川等は、多摩川をはじめとした河川や水路等が市域全体に分布しており、空中写真により把握します。川崎区には多摩川以外の河川はありませんが、市域の8.5%と広大な面積を有する「運河」が分布し、本市を特徴づける景観資源や水生生物の生息・生育機能、都市気象の改善に向けた機能が期待されています。

表 1-1 自然的環境の分布[※]

自然的環境	備 考
樹木の集団	約 1,002ha 300㎡以上のまとまりのある樹林地（緑地を含む）の面積を空中写真で把握
農地	約 580ha 固定資産概要調書より把握
河川等	約 755ha 河川、ため池等の面積を空中写真で把握
運河	約 1,222ha 運河の面積を空中写真で把握

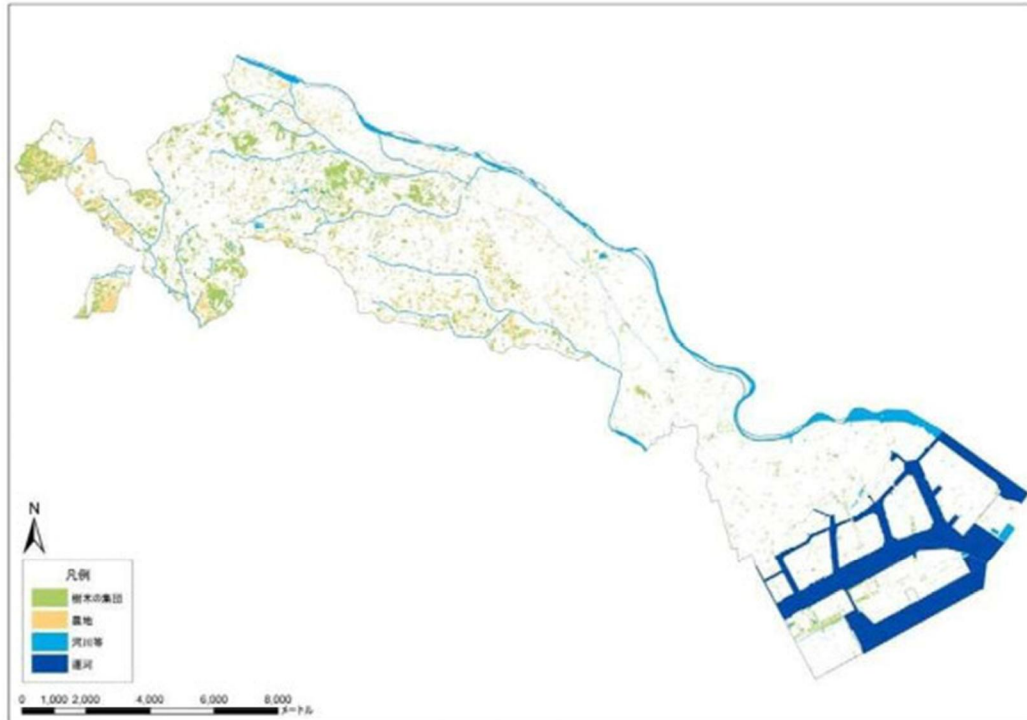


図 1-7 自然的環境の分布

※自然的環境の判読に用いた空中写真は、平成 28（2016）年 1 月に撮影されたもの。空中写真により判読した面積は、各制度や法令に基づき集計された数値とは異なる。農地は平成 27（2015）年時点の調査による。

図 川崎市緑の基本計画 自然的環境の分布

(2) 川崎市緑化指針に記載されている樹林地

川崎市緑化指針（令和 4 年 2 月 一部改正 P44 に掲載）には、樹林地の定義として、次のように記載されている。「平均高さ 5m 以上の樹木が 10 平方メートルに 1 本以上の割合でまとまって存する 300 平方メートル以上の土地をいう。なお、防風林、屋敷林等、敷地内植樹地についても樹林地として取り扱う。」

しかしながら、川崎市緑の基本計画では、本数に関する内容は、明示されていない。

新宿区は、神宮外苑における木竹の伐採の許可における「区の定める許可基準への適合」の適否判断において、以下のとおり、川崎市の基準を引用している。しかし、新宿区においては、本数を含む定義は行っていない。川崎市の定義を流用し、重要な新宿区の「七つの森」の一つである外苑の樹木伐採を許可するにあたっては、川崎市の根拠としたデータを取り寄せ、検証を行い、新宿区の森を伐採するにあたって依拠

することが妥当であるかどうかの厳格な判断を行い、適否の基準としなければならない。今回、いまだに、この判断基準の正当性の検証は行われていない。

意見書を提出した石川は、「鎮座百年記念第二次明治神宮境内総合調査委員会」の副会長を務め、また新宿区都市計画審議会委員を10年以上、川崎市環境審議会委員（副会長を含む）を同じく10年以上を務めた。このことから、明治神宮内苑外苑の森、新宿区と川崎市の樹木の相違は熟知している。樹林地という用語が、定義として同じものはなく、様々であるのは、森の実態が異なり、同じ用語で樹木の本数までに言及し、定義することは「不適切」というより、「不可能」であるからに他ならない。神宮外苑の樹林地の特性をただしく把握するための植物社会学方法論の適用と結果については、詳述した。

神宮内苑の森と外苑の森は、同時期（大正10年代）に整備された。果たして、神宮内苑の森は、10平方メートルあたり、樹木数は何本になるのか、以下、検証を行う。神宮内苑については、大正13年、昭和9年、昭和46年、平成25年と百年にわたり、毎木調査が行われており、正確な本数が記録されている。新宿区が採用した川崎市の基準（平均高さ5m以上の樹木が10平方メートルに1本以上の割合でまとまって存する300平方メートル以上の土地）と比して、誰一人、神宮内苑の森を、「森ではない」と断定することのない中で、この森は10平方メートルあたり、何本の樹木が生育しているのか、明らかにする。

参考：川崎市環境審議会委員名簿（平成28年度）

■平成28年度（50音順、敬称略）

氏名	所属等	専門分野等	備考
石井 よし子	市民公募（緑・公園分野）	市民代表	
石川 幹子	中央大学理工学部教授	環境デザイン	副会長
大矢 寿郎	市民公募（公害対策分野）	市民代表	
加治 秀基	川崎商工会議所副会頭	市民代表	
神戸 治夫	川崎公害病患者と家族の会顧問	市民代表	
木下 俊之	川崎市医師会理事	市民代表	
窪田 亜矢	東京大学大学院工学系研究科教授	都市工学	
桑原 勇進	上智大学法学部教授	環境法	

8. 明治神宮内苑における森林植生と 10 m²当たりの樹木数の検証

8-1 検証の目的

神宮外苑地区第一種市街地再開発事業の施行にあたり、明治神宮外苑・苑長、石井拓蔵氏より申請のあった神宮外苑風致地区内の木竹の伐採について、令和6年10月25日、新宿区長が伐採を許可した。その適合を判断する基準として、川崎市における「樹林地」の定義が使用されている。

この定義を使用する場合は、算定の根拠となった川崎市の樹林地のデータを証拠として提出し、その正当性を立証しなければならない。

ちなみに、意見書提出者（石川）は、10年以上にわたり、川崎市環境審議会委員を務め、「緑の基本計画」の策定に従事し、かつ、都市緑地保全法に基づく「特別緑地保全地区」の法指定に携わってきたが、いずれにおいても10 m²当たりの樹木数が、法定計画策定の根拠として採用されることはなかったことを付記する。

<p>(7)区域内に1,000 m²以上の一団の樹林地がある場合は、その50%以上を残存させるよう指導すること。</p>	<p>申請区域に一団の樹林地が存在しない。 (樹林地とは一般的に平均高さ5m以上の樹木が10 m²に1本の割合で存する300 m²以上の土地をいう。)</p> <p>建国記念文庫エリア樹木本数 135本(高木) 建国記念文庫エリア面積： GIS計測…約4711.373 m² 登記簿面積…4813.06 m²</p> <p>135本 / 約4711.373 m² = 0.028本 / m² = 0.28本 / 10 m² < 1本 / 10 m²</p>	<p>対象外</p>
---	--	------------

※1 今後の計画の深度により緑地等の詳細については、変更の可能性があるが(6)の引き継ぎ書のとおり申請内容は新築工事等の申請に引き継ぐ

8-2 検証の結果

神宮外苑の森は、神宮内苑と同時期に、大正10年代に創り出された森であり、100年を経過し、内苑と同様に、緩やかに自然林への遷移が進んでいた。

内苑の森については大正9年、昭和11年、昭和25年、平成25年と毎木調査が実施されており、本数の推移がデータとして記録されている。

次に示す表は、意見書提出者が副座長を務めた「鎮座百年明治神宮境内地総合調査」で明らかにされた樹木本数である。

樹種特性	第一次調査（昭和45～47年）		第二次調査（平成23～24年調査）	
	周囲長30cm以上	周囲長30cm未満	周囲長30cm以上	周囲長30cm未満
針葉樹	5,019	413	1,713	51
常緑広葉樹	12,547	112,049	13,307	12,885
落葉広葉樹	6,413	31,247	6,119	2,247
合計	23,979	143,709	21,139	15,183
総合計	167,688		36,372	

引用：鎮座百年明治神宮境内地総合調査報告書 17 頁

樹木本数の分類は、周囲長 30 c m以下（低木～中木）と、周囲長 30 c m以上（高木）と分けられている。

昭和 45～47 年の周囲長 30 c m以上の本数は、23. 979 本、平成 23～24 年調査では同 21, 139 本であり、やや減少している。これに対して、周囲長 30 c m以下は、143, 709 本から 15, 183 本と、約 9 0 %の樹木が減少していることが明らかになった。これは、高木層の樹木が成長することにより、樹冠が被覆され、低木・中木層が淘汰されたことによる。

すなわち、森は成熟するに伴い、総樹木数は減少していくことが特性である。今般の市街地再開発事業で、事業者は樹木本数が増加することが、生態系の回復であるという一方的な思い込みによる公表をしているが、それは、森林群落の実態を知らない、誤った認識であることを、このデータから立証することができる。

川崎市の 10 平方メートルあたり、1 本という要件が、建国記念文庫の森では、0. 28 本で、あてはまらないため、この森は、樹林地ではないという判断がくだされたが、それでは、万人が樹林地、すなわち東京における優れた森である「明治神宮内苑」における 10 平方メートル当たりの樹木数は何本なのか、算定を行った。

明治神宮内苑の総面積は、約 7 0 ha であるが、航空写真から樹冠が樹林地ではないエリアを、差し引いたところ、次にしめすように、約 6 4 ha が樹冠被覆地であることがわかった。

$$21, 139 \text{ 本} \div 640, 000 \text{ m}^2 = 0. 03 \text{ 本/m}^2$$

すなわち、1 0 平方メートルあたり、0. 3 本となる。

このように、川崎市の基準によれば、神宮内苑の森は、森ではないこととなる。

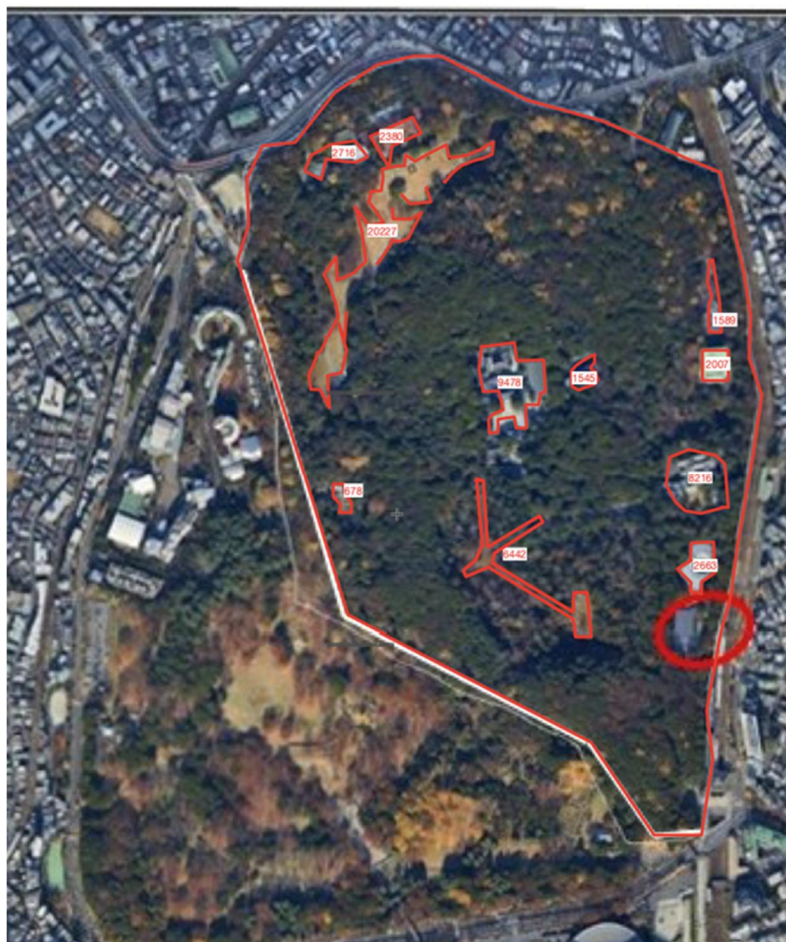
建国記念文庫の森は、5メートル以上の樹木が140本あり、

$$140 \text{ 本} \div 4711.373 \text{ m}^2 = 0.029$$

すなわち、10平方メートルあたり、0.29本となり、内苑の森とほぼ同じであることが立証された。

内苑の現存植生図は、添付資料として掲載したが、植生調査票を比較検討し結果、内苑におけるケヤキシラカシ群落の群落構造に近似し、外苑は内苑に比して土壌が乾燥しており、スダジイの優占するケヤキスダジイ群落に相当すると考えられる。

以上より、川崎市の樹林地の定義を流用し、新宿区が伐採許可の適合を判断し、行政指導を行わなかったことは、違法であることが明らかになった。



A16	fx
	A
1	2380
2	2716
3	20227
4	678
5	9478
6	1545
7	6442
8	1589
9	2007
10	8216
11	2663
12	

参考として、平成 25 年の明治神宮内苑の、毎木調査位置図をしめす。
 この図面は、樹木の位置を示したものであり、樹冠を示したものではないが
 詳細なデータが作成されており、本数は極めて、信頼性の高い数字であることが理解でき
 ると考える。



出所：：鎮座百年明治神宮境内地総合調査報告書 15 頁

9. 神宮外苑地区市街地再開発事業の目的からみた「樹木伐採」の意味の検証

9-1 市街地再開発事業の目的

市街地再開発事業の目的は、以下の通りである。

東京都は、次のように述べている。「神宮外苑地区のまちづくりを進める意義について」二〇二三年四月十四日）。

- ① 老朽化したスポーツ施設を更新し、世界に誇るスポーツクラスターをつくる。
- ② 歩行者ネットワークを強化し、新たな複合型のまちづくりを推進する。
- ③ 広域避難場所としての 防災性を高める。

再開発事業の目標は、この間、東京都により様々の提案が行われた。二〇一一年十二月、東京都は「二〇二〇年の東京計画」を作成し、四大スポーツクラスターを、神宮・駒沢・武蔵野・臨海につくりだすとした。

二〇一二年七月十六日、東京都は二〇二〇年オリンピック・パラリンピック競技大会への立候補を表明した。しかし、二〇一四年七月には、サブトラックの建設が不可能となり、スポーツクラスター構想は実現不可能となった。かわって、二〇二〇年九月に、事業者（代表・三井不動産）により提案されたのが、上述した超高層ビルを建設する「公園まちづくり計画」であった。

「目的」は大きく変更され、国際スポーツクラスターではなく、事務所ビルを建設する「良好な市街地の形成」となった。これを踏まえて、二〇二二年三月には、地区計画により、再開発等促進区が導入され、容積率の大幅緩和が行われた。同時に、都市計画明治公園が三・四ha削除され、超高層オフィスビルの建設が可能となった。また、都市計画決定のプロセスを経ることなく、権利変換方式によって行われる第一種市街地再開発事業が導入され、環境影響評価（環境アセスメント）の検討が開始された。

市民、国際社会の再開発への反対の声が高まるにつれ、二〇二三年十月、および二〇二四年一月、神宮外苑の成瀬伸之総務部長はインタビューに応じ、明治神宮の収益構造は、「外苑は約八割、その六～七割は神宮球場からの収入」と説明し、「内苑を含めた明治神宮の護持には外苑の収益がかかせない」と、再開発の必要性を述べた。続いて、二〇二四年四月、事業者代表の三井不動産幹部が、「社殿と広大な森が広がる内苑。その維持管理費の多くはスポーツ施設がある外苑の収益で、まかなわれています。」と述べ、再開発は「内苑の緑を護持すること」にあると、三度目の目的の変更を行った。

しかし、これは内苑の杜の実態を全く知らないことを、露呈する結果となった。内苑の杜は、第一に、水資源の枯渇、第二に、気候変動に伴うナラ枯れ、第三に、他ならぬ神宮外苑による杜の伐採により、もはや金銭で解決できる次元の問題ではなくなっているのである。

9-2 内苑の杜の危機：水資源の枯渇と気候変動に伴うナラ枯れ

(1) 水資源の枯渇

内苑の危機の第一は、水資源の枯渇である。内苑には、二つの小川が流れていたが、現在は二つとも枯れており、小川があったことすら案内図にも記載されていない。なかでも清正井は、枯れることのない湧水であったが、ついに、2025年10月～2026年2月にかけて枯渇した。



清正井 2025年 5月



清正井 2026年 2月 24日 (枯渇)

内苑で最も大きな南池も、枯渇し、池底には亀裂が入っている。



明治神宮内苑 南池 2025年 5月



明治神宮内苑 南池 2026年 2月

内苑には、南池・北池・東池の三つの池がある。南池は最も大きな池であるが、創建時、隣接する代々木練兵場からの土砂の流入を防ぐため、上流部に調節池が設置され、雨水が流入しないように設計が行われた。現在、この調整池は代々木公園のバードサンクチュアリーとなっているが、内苑の間には土塁と石組みが構築され雨水排水は、南池に流入することはない。このため慢性的水不足に陥っている。北池は周辺地域の市街化の進展により、小川は枯れ、冬季には池底が露出する結果となっている。

(2) ナラ枯れ

第二は、気候変動に伴い、本州全域を直撃しているナラ枯れである。ナラ枯れとは、カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌により、スダジイ、シラカシ、マテバシイ、コナラ等の樹木の水分吸収能力が阻害されるため枯死する伝染病であり、内苑・外苑でも猛威をふるっている。森林の放置と気候変動の双方が関与しており、樹林地の回復は喫緊に取り組まなければならない問題となっている。



写真 内苑で、猛威をふるう、ナラ枯れ

このように、内苑の森の持続的維持は、事業者が森を伐採し、利潤をあげることにより、救済することは不可能であり、社会が総力を挙げて、取り組まなければならない問題であることがわかる。

外苑における「百年の森」を、他の自治体の基準（川崎市）を流用し、伐採の正当性を主張し、破壊していくことは、社会が根底から支えるべき、基本的理念を崩壊させる行為であることを、許可を下した新宿区長は、公共の利益を推進する要職にあるものとして、自制し、撤回すべきである。

9-3 社会的誓約

神宮外苑は、関東大震災後の復興事業で『準公園』に指定された。戦災復興特別都市計画を経て、一九五七年十二月二十一日に、現在の東京都の公園緑地の基本となる見直しが行われ「事業化を要しない公園緑地」として計画決定が行われ、今日に至る。

これは、「都市公園と同種の公園的施設で、新宿御苑、自然教育園、明治神宮外苑等管理者が地方公共団体でないため、都市公園と称しえないもの」と定義されており、事業者が再開発の論拠とする「私有地」ではない。しかも、明治神宮は歴史的に二つの社会的な制約をしている。

第一は、竣工直後の大正十五年十月、奉賛会は外苑を明治神宮に奉獻するにあたり、将来の希望を申し入れ、明治神宮は、これを受け入れた。すなわち、「外苑は、国民多数の誠意から明治神宮に奉獻するものであるため、遊覧を主とする場所、例えば、上野、浅草公園と

は性質を異にする。したがって理想を守り、明治神宮に関係のないような建物の建設や博覧会等の利用は無いようにしていただきたい。

第二は、戦後、市価の半額で外苑の土地が払い下げられることとなった時、明治神宮は文部省社会教育局より、次の一文を受け取り、異存はないと直ちに回答を行った。すなわち、「学生を含め国民がいつでも公平に使用できること、アマチュアスポーツの趣旨に則り使用料ならびに入場料は極めて低廉であること、施設を絶えず補修する経費の見通しがあること、関係団体を含めて民主的な運営管理をすること」であった。

このように、外苑は純粋な「私有地」ではなく、法の下に百年護られてきた「社会の共有財産」である。これを護ってきた法は、遵守されなければならない。

結論

この意見書は、神宮外苑地区第一種市街地再開発事業の施行にあたり、明治神宮外苑・苑長、石井拓蔵氏より申請のあった神宮外苑風致地区内の木竹の伐採について、令和5年2月28日、令和5年9月8日、および令和6年10月25日と、三度にわたり、新宿区長が伐採を許可したことは、東京都風致地区条例第3条、および「新宿区における東京都風致地区条例に基づく許可の審査等に関する基準」の第5の2の行政指導に反するものであり、違法であることについて、検証を行ったものであり、以下の点が明らかになった。

1. 川崎市の「樹林地」の定義の流用について

東京都風致地区条例、これに基づく「新宿区における東京都風致地区条例に基づく許可の審査に関する基準」にも、「樹林地」の定義は存在しなかった。

2. 都市の緑の保全に係る法定計画である「緑の基本計画」について、「新宿区みどりの基本計画」および「川崎市緑の基本計画」の全文を検証したが、「樹林地」という用語は採用されていなかった。また、当該川崎市においても、本数の指標は採用されていなかった。
3. 開発に伴う生物・生態系のうち植生については、東京都において技術指針が策定されており、神宮外苑地区市街地再開発事業環境影響評価書では、この技術指針を遵守した調査が行われ、建国記念文庫の森では、2カ所の調査区が設定された。
4. 植生調査の方法論は、植物社会学によるものであり、ブラウン・ブランケ法 (Braun-Blanquet Method) と呼ばれるもので、環境省の全国植生調査の方法としても採用されており、自然環境アセスメント技術マニュアルにおいても、この方法論にのっとり、調査手順が定められている。
5. 本意見書では、2カ所の植生調査の内容について詳細に説明を行った。事業者の調査は、学術的誤りが多々あるが、結論としては、「常緑・落葉混交林である」と評価書に結論づけている。
6. したがって、新宿区長が伐採許可の基準とした「樹林地ではない」という判断は、間違っていることが、明らかである。
7. 百歩ゆずり、10平方メートルあたりの樹木数の算定を、万人が森とみとめる神宮内苑について、計測した。その結果、平成25年の調査では、目通長30cm以上（高木に相当）の樹木は、21,139本であり、樹冠面積は、約64haであることから、10㎡あたりの樹木本数は、0.3本となった。外苑の建国記念文庫の森の数値は、0.29本であり、百年を経過した森が近似していることが明らかになった。
8. 樹冠被覆率を、詳細に検討した結果、新宿区の提示した計画図には、以下の基本的な誤りがあった。
 - ①第二球場からの移植樹木
 - ②地区計画で緑道になっている場所における存在不可能の樹木の表示

③日影分析にもとづき、花木（ヒトツバタゴ）、クロマツ、フウなどの陽樹が建築の北側に分布しており、持続的生育が不可能の環境であるため、「保存緑地」としての地区計画に反するものであること。

④新秩父の宮ラグビー場は、高さ46mであるため、高木のケヤキ、スダジイの樹冠は競合するため、面積の算定には入れることはできないこと。

以上より、計画における樹冠投影面積は、1,722 m²となり、旧来の樹冠面積4,452.08 m²の38.7%にすぎないことが明らかとなった。

9. 事業者は、生態系の回復の証左として、樹木本数が増加したことを挙げているが、明治神宮内苑の100年の調査でも明らかになったように、森は成熟するほど、樹木本数は減少していく。したがって、本数の増加は環境回復の指標とはならないものである。神宮外苑再開発では、巨樹の1本と、若木の1本が同等に評価されており、巨樹がことごとく伐採・移植されていることは、風致の尊重の理念に反する行為であるといえることができる。
10. 今回の再開発事業では、歴史的・文化的意義のある多数の貴重な樹木があり、国内・海外からも、保全の要請が多々出されていたが、実際に行われた移植や伐採の実態は、風致地区としての基本理念を揺るがすものであった。
11. 最後に、本市街地再開発事業の目的が「内苑の緑を守ることにある」という「大儀」は、水資源の枯渇、気候変動によるナラ枯れなど、外苑の森を伐採し、金銭的収入を得ることでは、全く解決しない問題であることを明らかにした。

以上、本意見書は、新宿区長が下した、風致地区における森林植物群落の伐採許可は、「新宿区における東京都風致地区条例に基づく許可の審査等に関する基準」の第5の2の「区域内に1,000平方メートル以上の一団の樹林地がある場合は、その50パーセント以上を残存させるよう指導すること」に従い、行政指導する必要がある、その指導は伐採許可を判断するに当たって極めて重要であるのに、新宿区長は、その審査基準に反して、「樹林地」でないからその指導の必要はないと判断して伐採許可をしたことになる。

したがって、その新宿区長の伐採許可は、法的、学術的、かつ公共の福祉を推進すべき要職にある責任者の判断として不適切であり、かつ、その裁量権を逸脱又は濫用するものであるから違法であることを明らかにしたものである。

資料 1

毎木調査（建国記念文庫） 神宮外苑地区まちづくり HP

既存樹木調査データ（毎木調査・活力度調査（2023年）116～126頁より）

樹木番号	樹種名	樹高 (m)	樹冠				樹冠の形状				樹冠の影	幹の直径 (cm)	樹皮の性状	生育状況	生育目的	備考	樹種	幹の直径 (cm)	生育状況	生育目的	備考
			全長	幅	深さ	体積	1-4評価	1-4評価	1-4評価	1-4評価											
NE-001	ヤエザクラ	7.5	85	6.0	-	2.0	2.5	3.5	2.5	2.5	1.5	2.0	1.5	1.0	2.0	B	●	●	B	●	
NE-002	ヤエザクラ	1.0	1.4	0.0	-	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.5	1.5	1.0	1.0	1.5	A	●	●	A	●	
NE-003	ヤエザクラ	1.0	1.0	1.0	1.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.5	1.5	1.0	1.0	1.0	B	○	○	B	○	
NE-004	ヤエザクラ	1.0	1.0	1.0	1.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.5	1.5	1.0	1.0	1.0	B	○	○	B	○	
NE-005	ヤエザクラ	4.5	90	3.0	-	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	2.0	2.5	1.5	1.0	2.0	C	○	○	B	○	
NE-006	トウネズミヤナギ	3.3	12.5	2.0	3.0	2.5	2.5	3.0	2.0	2.5	2.0	2.0	1.0	1.0	2.0	B	○	○	B	○	
NE-007	ヤエザクラ	8.5	184	8.0	-	2.0	1.5	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.0	1.0	1.0	B	○	○	B	○	
NE-008	ヤエザクラ	8.5	181	8.0	-	2.5	2.0	3.0	2.0	2.5	2.0	2.0	2.0	1.0	2.0	B	○	○	B	○	
NE-009	ヤエザクラ	7.0	98	5.0	-	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.0	1.0	1.0	B	○	○	B	○	
NE-010	ヤエザクラ	2.10	1.0	1.0	1.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.5	1.5	1.0	1.0	1.0	B	○	○	A	○	
NE-011	ヤエザクラ	7.5	78	6.0	-	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.0	1.0	1.0	B	○	○	B	○	
NE-012	ヤエザクラ	7.5	71	5.5	-	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.0	1.0	1.0	B	○	○	B	○	
NE-013	ヤエザクラ	7.0	116	6.0	-	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.0	1.0	1.0	B	○	○	B	○	

樹木調査結果一覧

樹木番号	樹種名	樹高 (m)	胸径 (cm)	幹太 (cm)	測定結果										備考	保存 要 求	樹種 別 評価	伐採理由		
					樹冠					幹									樹冠に○	樹幹に○
					樹冠の 幅	樹冠の 高さ	樹冠の 密度	樹冠の 形状	樹冠の 色	樹幹の 太さ	樹幹の 長さ	樹幹の 太さ	樹幹の 長さ	樹幹の 太さ						
NE-014	トナリ	150	127	4.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.0	1.0	2.2	B	○	○	○	○	○			
NE-015	トナリ	70	188	4.0	2.5	2.0	3.0	2.0	2.0	2.0	1.0	2.1	B	○	○	○	○			
NE-016	ツツジ	190	171	8.0	2.0	2.0	3.0	2.0	2.0	2.0	1.0	2.3	B	○	○	○	○			
NE-017	ケヤキ	185	186	12.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.5	1.0	1.8	B	○	○	○	○			
NE-018	ツツ	210	200	4.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.5	1.5	1.0	1.7	A	○	○	○			
NE-019	ツツ	220	186	4.0	2.0	1.5	2.0	2.0	2.0	1.5	1.5	1.0	1.3	A	○	○	○			
NE-020	トナリ	125	120	7.5	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.0	1.8	B	○	○	○			
NE-021	トナリ	180	137	4.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	1.5	2.0	1.5	2.1	B	○	○	○			
NE-022	クスギ	200	224	11.0	2.0	2.0	2.5	2.0	2.0	1.5	1.5	1.0	1.8	B	○	○	○			
NE-023	クサギ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
NE-024	トナリ	75	110	4.0	2.5	2.5	3.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.0	2.3	B	○	○	○			
NE-025	ケヤキ	180	215	20.0	2.0	2.0	2.5	2.0	2.0	1.5	1.5	1.0	1.8	B	○	○	○			
NE-026	ケヤキ	115	103	7.0	2.5	2.5	2.0	2.5	2.5	3.0	2.0	2.5	1.0	2.3	B	○	○	○		
NE-027	トナリ	103	209	12.0	2.5	2.0	2.5	2.5	2.5	2.0	2.5	1.0	2.3	B	○	○	○			

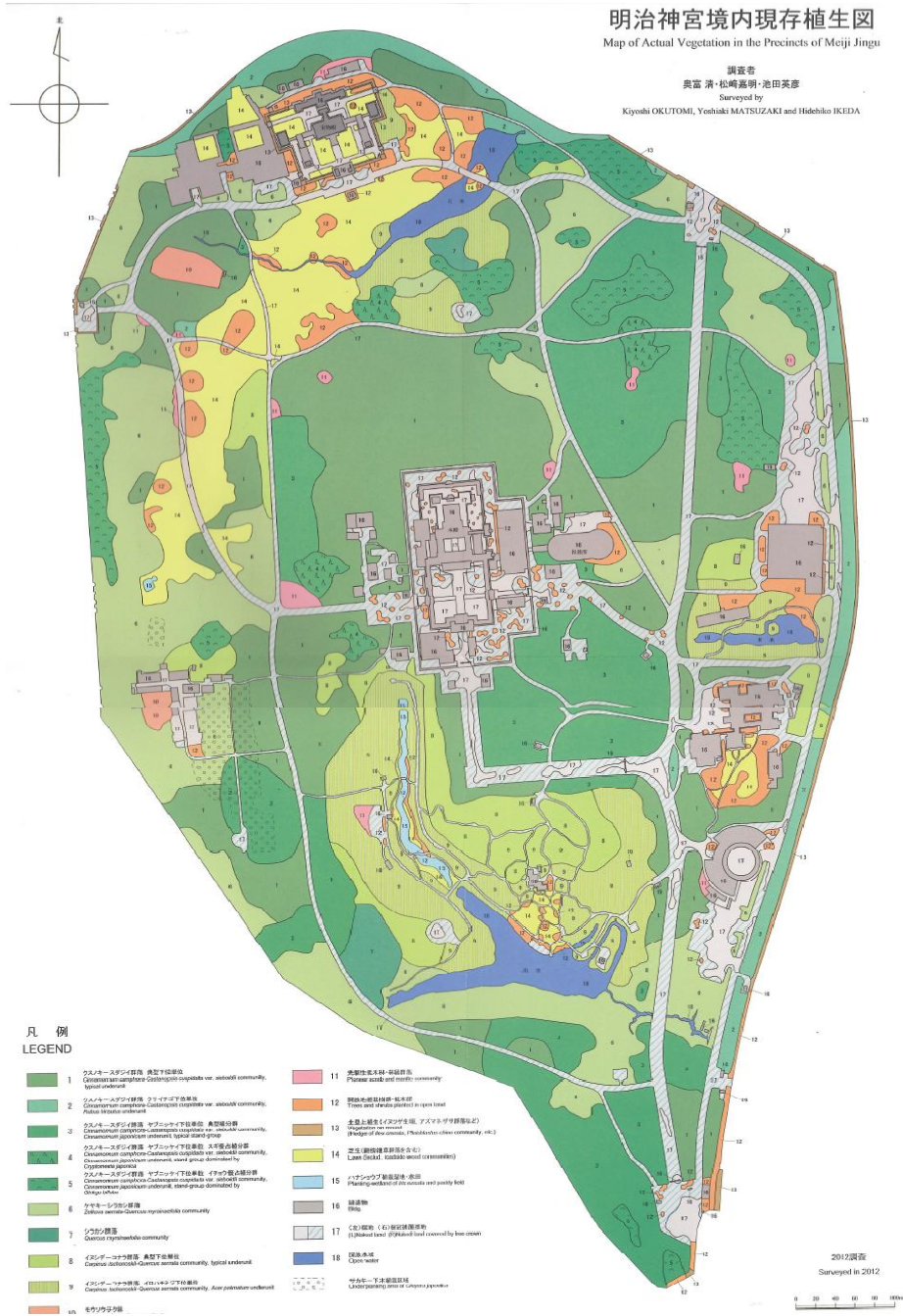
既存取替品検査結果一覧

品目番号	品名	規格	測定結果										規格値	判定	備考	検査項目	検査結果	検査項目	検査結果					
			規格値	測定値	規格値	測定値	規格値	測定値	規格値	測定値	規格値	測定値								規格値	測定値			
KE-106	KE-106	KE-106	10.5	10.0	2.2	2.0	2.5	2.1	2.0	2.0	1.5	1.0	1.35	B	○	有	大	大径に近づく傾向が確認されている。 検査結果あり。 規格値は10.5mmで設定されている。 測定値は10.0mmで設定されている。 大径側側面に付着物確認あり。	5.12.13 5.12.14 5.12.15 5.12.16	5.12.13 5.12.14 5.12.15 5.12.16	5.12.13 5.12.14 5.12.15 5.12.16			
KE-106	KE-106	KE-106	10.5	12.7	6.0	-	2.2	2.3	2.5	2.1	2.5	2.1	2.0	B	○	有	大	大径に近づく傾向が確認されている。 検査結果あり。 規格値は10.5mmで設定されている。 測定値は12.7mmで設定されている。 大径側側面に付着物確認あり。	5.12.13 5.12.14 5.12.15 5.12.16	5.12.13 5.12.14 5.12.15 5.12.16	5.12.13 5.12.14 5.12.15 5.12.16			
KE-110	KE-110	KE-110	7.5	7.0	0.5	0.0	3.0	3.0	3.0	2.9	3.0	2.5	1.5	1.0	2.45	B	○	有	大	大径に近づく傾向が確認されている。 検査結果あり。 規格値は7.5mmで設定されている。 測定値は7.0mmで設定されている。 大径側側面に付着物確認あり。	5.12.13 5.12.14 5.12.15 5.12.16	5.12.13 5.12.14 5.12.15 5.12.16	5.12.13 5.12.14 5.12.15 5.12.16	
KE-111	KE-111	KE-111	3.3	3.5	-	2.2	2.5	2.0	2.1	2.3	2.1	2.0	1.5	1.0	2.25	B	○	有	中	大径に近づく傾向が確認されている。 検査結果あり。 規格値は3.3mmで設定されている。 測定値は3.5mmで設定されている。 大径側側面に付着物確認あり。	5.12.13 5.12.14 5.12.15 5.12.16	5.12.13 5.12.14 5.12.15 5.12.16	5.12.13 5.12.14 5.12.15 5.12.16	
KE-112	KE-112	KE-112	20.0	22.8	2.8	-	2.2	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.5	1.0	1.35	B	○	無	小	大径に近づく傾向が確認されている。 検査結果あり。 規格値は20.0mmで設定されている。 測定値は22.8mmで設定されている。 大径側側面に付着物確認あり。	5.12.13 5.12.14 5.12.15 5.12.16	5.12.13 5.12.14 5.12.15 5.12.16	5.12.13 5.12.14 5.12.15 5.12.16	
KE-113	KE-113	KE-113	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	無	中	大径に近づく傾向が確認されている。 検査結果あり。 規格値は-mmで設定されている。 測定値は-mmで設定されている。 大径側側面に付着物確認あり。	5.12.13 5.12.14 5.12.15 5.12.16	5.12.13 5.12.14 5.12.15 5.12.16	5.12.13 5.12.14 5.12.15 5.12.16
KE-114	KE-114	KE-114	3.0	2.3	0.7	-	2.2	2.0	2.2	2.0	2.0	2.0	1.5	1.0	1.35	B	○	有	大	大径に近づく傾向が確認されている。 検査結果あり。 規格値は3.0mmで設定されている。 測定値は2.3mmで設定されている。 大径側側面に付着物確認あり。	5.12.13 5.12.14 5.12.15 5.12.16	5.12.13 5.12.14 5.12.15 5.12.16	5.12.13 5.12.14 5.12.15 5.12.16	
KE-115	KE-115	KE-115	10.0	24.0	14.0	-	2.2	2.0	2.0	2.0	2.1	2.1	1.5	1.0	1.35	B	○	有	小	大径に近づく傾向が確認されている。 検査結果あり。 規格値は10.0mmで設定されている。 測定値は24.0mmで設定されている。 大径側側面に付着物確認あり。	5.12.13 5.12.14 5.12.15 5.12.16	5.12.13 5.12.14 5.12.15 5.12.16	5.12.13 5.12.14 5.12.15 5.12.16	
KE-116	KE-116	KE-116	3.0	5.0	2.0	-	3.2	3.0	3.5	2.1	3.0	3.0	2.5	1.0	2.45	B	○	有	大	大径に近づく傾向が確認されている。 検査結果あり。 規格値は3.0mmで設定されている。 測定値は5.0mmで設定されている。 大径側側面に付着物確認あり。	5.12.13 5.12.14 5.12.15 5.12.16	5.12.13 5.12.14 5.12.15 5.12.16	5.12.13 5.12.14 5.12.15 5.12.16	
KE-117	KE-117	KE-117	18.0	12.0	6.0	-	2.2	2.0	2.5	2.1	2.3	2.1	1.5	1.0	2.35	B	○	有	大	大径に近づく傾向が確認されている。 検査結果あり。 規格値は18.0mmで設定されている。 測定値は12.0mmで設定されている。 大径側側面に付着物確認あり。	5.12.13 5.12.14 5.12.15 5.12.16	5.12.13 5.12.14 5.12.15 5.12.16	5.12.13 5.12.14 5.12.15 5.12.16	
KE-118	KE-118	KE-118	4.5	2.8	1.7	-	2.2	2.0	2.5	2.1	2.3	2.1	1.5	1.0	2.35	B	○	有	大	大径に近づく傾向が確認されている。 検査結果あり。 規格値は4.5mmで設定されている。 測定値は2.8mmで設定されている。 大径側側面に付着物確認あり。	5.12.13 5.12.14 5.12.15 5.12.16	5.12.13 5.12.14 5.12.15 5.12.16	5.12.13 5.12.14 5.12.15 5.12.16	
KE-120	KE-120	KE-120	6.0	2.5	3.5	-	2.2	2.0	2.5	2.1	2.3	2.1	1.5	1.0	2.45	B	○	有	大	大径に近づく傾向が確認されている。 検査結果あり。 規格値は6.0mmで設定されている。 測定値は2.5mmで設定されている。 大径側側面に付着物確認あり。	5.12.13 5.12.14 5.12.15 5.12.16	5.12.13 5.12.14 5.12.15 5.12.16	5.12.13 5.12.14 5.12.15 5.12.16	
KE-121	KE-121	KE-121	8.0	6.0	2.0	-	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	2.5	1.0	2.45	B	○	有	中	大径に近づく傾向が確認されている。 検査結果あり。 規格値は8.0mmで設定されている。 測定値は6.0mmで設定されている。 大径側側面に付着物確認あり。	5.12.13 5.12.14 5.12.15 5.12.16	5.12.13 5.12.14 5.12.15 5.12.16	5.12.13 5.12.14 5.12.15 5.12.16	
KE-122	KE-122	KE-122	7.5	1.0	6.5	-	3.2	3.1	3.2	3.0	3.1	3.1	2.0	1.5	2.35	B	○	有	中	大径に近づく傾向が確認されている。 検査結果あり。 規格値は7.5mmで設定されている。 測定値は1.0mmで設定されている。 大径側側面に付着物確認あり。	5.12.13 5.12.14 5.12.15 5.12.16	5.12.13 5.12.14 5.12.15 5.12.16	5.12.13 5.12.14 5.12.15 5.12.16	
KE-123	KE-123	KE-123	5.0	3.5	1.5	-	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.5	1.0	1.35	A	○	有	中	大径に近づく傾向が確認されている。 検査結果あり。 規格値は5.0mmで設定されている。 測定値は3.5mmで設定されている。 大径側側面に付着物確認あり。	5.12.13 5.12.14 5.12.15 5.12.16	5.12.13 5.12.14 5.12.15 5.12.16	5.12.13 5.12.14 5.12.15 5.12.16	

既存取入れ調査結果一覧

機台番号	機台名	規格			機台構成												機台の設置性				備考事項			備考事項						
		幅 [mm]	奥行 [mm]	高さ [mm]	形状	1～4階層			5階層			6階層			天井	床	床	天井	床	床										
						形状	天井	床	形状	天井	床	形状	天井	床																
KE-124	コアシ	11.5	11.4	5.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	1.5	1.5	1.5	1.0	2.0	B							無	小	大抵の全ての階層で設置可能。 天井開口部は約100mm×200mm。 天井開口部は約100mm×200mm。 天井開口部は約100mm×200mm。 天井開口部は約100mm×200mm。						
KE-125	コアシ	4.0	2.0	4.0	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	1.5	1.5	1.5	1.0	2.0	B								無	中	天井開口部は約100mm×200mm。 天井開口部は約100mm×200mm。 天井開口部は約100mm×200mm。 天井開口部は約100mm×200mm。					
KE-126	コアシ	8.0	2.0	8.5	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	1.5	1.5	1.5	1.0	2.0	B								無	小	天井開口部は約100mm×200mm。 天井開口部は約100mm×200mm。 天井開口部は約100mm×200mm。 天井開口部は約100mm×200mm。					
KE-127	コアシ	7.0	5.4	5.5	2.5	2.0	2.5	2.0	2.5	1.5	1.5	1.5	1.0	1.8	B								有	小	天井開口部は約100mm×200mm。 天井開口部は約100mm×200mm。 天井開口部は約100mm×200mm。 天井開口部は約100mm×200mm。					
KE-128	コアシ	11.0	1.8	8.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	1.5	1.5	1.5	1.0	2.0	B								有	小	天井開口部は約100mm×200mm。 天井開口部は約100mm×200mm。 天井開口部は約100mm×200mm。 天井開口部は約100mm×200mm。					
KE-129	コアシ	12.0	1.8	8.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	1.5	1.5	1.5	1.0	2.0	B								無	中	天井開口部は約100mm×200mm。 天井開口部は約100mm×200mm。 天井開口部は約100mm×200mm。 天井開口部は約100mm×200mm。					
KE-130	コアシ	17.0	1.97	9.5	2.5	2.0	2.0	2.0	2.0	1.5	1.5	1.5	1.0	1.8	B								有	小	天井開口部は約100mm×200mm。 天井開口部は約100mm×200mm。 天井開口部は約100mm×200mm。 天井開口部は約100mm×200mm。					
KE-131	コアシ	11.5	2.24	8.5	2.5	2.0	3.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	B								有	小	天井開口部は約100mm×200mm。 天井開口部は約100mm×200mm。 天井開口部は約100mm×200mm。 天井開口部は約100mm×200mm。					
KE-132	コアシ	8.0	4.2	4.0	2.5	2.0	2.5	3.0	2.0	2.5	1.5	1.5	1.0	1.8	B								無	中	天井開口部は約100mm×200mm。 天井開口部は約100mm×200mm。 天井開口部は約100mm×200mm。 天井開口部は約100mm×200mm。					
KE-133	コアシ	14.0	1.89	8.0	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	1.5	1.5	1.5	1.0	2.0	B								無	中	天井開口部は約100mm×200mm。 天井開口部は約100mm×200mm。 天井開口部は約100mm×200mm。 天井開口部は約100mm×200mm。					
KE-134	コアシ	15.0	1.72	12.0	2.0	2.0	2.5	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.8	B								無	無	天井開口部は約100mm×200mm。 天井開口部は約100mm×200mm。 天井開口部は約100mm×200mm。 天井開口部は約100mm×200mm。					
KE-135	コアシ	7.5	3.1	3.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	1.5	2.0	1.5	1.0	2.0	B								無	大	天井開口部は約100mm×200mm。 天井開口部は約100mm×200mm。 天井開口部は約100mm×200mm。 天井開口部は約100mm×200mm。					
KE-136	コアシ	7.5	3.1	3.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	1.5	2.0	1.5	1.0	2.0	B								無	大	天井開口部は約100mm×200mm。 天井開口部は約100mm×200mm。 天井開口部は約100mm×200mm。 天井開口部は約100mm×200mm。					
KE-137	コアシ	7.5	3.1	3.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	1.5	2.0	1.5	1.0	2.0	B								無	大	天井開口部は約100mm×200mm。 天井開口部は約100mm×200mm。 天井開口部は約100mm×200mm。 天井開口部は約100mm×200mm。					
KE-138	コアシ	7.5	3.1	3.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	1.5	2.0	1.5	1.0	2.0	B								無	大	天井開口部は約100mm×200mm。 天井開口部は約100mm×200mm。 天井開口部は約100mm×200mm。 天井開口部は約100mm×200mm。					
KE-139	コアシ	7.5	4.0	3.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	1.5	1.5	1.5	1.0	2.0	B								無	大	天井開口部は約100mm×200mm。 天井開口部は約100mm×200mm。 天井開口部は約100mm×200mm。 天井開口部は約100mm×200mm。					

資料2 明治神宮境内現存植生図



出所：明治神宮社務所：『鎮座百年記念 第二次明治神宮境内総合調査報告書』
平成 25 年 9 月

資料3 経歴書：石川 幹子 (いしかわ みきこ)

(本件に関する主要な履歴のみ記載)

中央大学研究開発機構・機構教授、東京大学名誉教授。
農学博士、技術士（都市及び地方計画）。元日本学術会議会員。

1948年 宮城県岩沼市生まれ（1948年）
1972年 東京大学農学部卒業、
1976年 ハーバード大学デザイン大学院修士課程修了、
1994年 東京大学大学院農学生命科学研究科博士課程修了（農学博士）
1997年 工学院大学建築学科特別専任教授
1998年 慶應義塾大学環境情報学部教授
2005年 ハーバード大学デザイン学部大学院客員教授
2007年 東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授
2013年 中央大学理工学部人間総合理工学科教授、学科長
2018年 中央大学研究開発機構・機構教授、現在に至る。

国際文化的景観科学者会議（ISCCL）日本代表
日本エコモス国内委員会文化的景観学術委員会主査

所属学会：日本都市計画学会、日本造園学会、土木学会、国際文化的景観科学者
会議、日本エコモス

受賞：日本都市計画学会論文賞、EU国際基金21世紀の公園最優秀賞
土木学会デザイン最優秀賞、みどりの学術賞、日本造園学会上原賞等

主な著書：『都市と緑地』（2001年岩波書店）、『流域圏プランニングの時代』（2005
年共著、技報堂出版）、『グリーンインフラ』（2020年中央大学出版部）
（日本造園学会著作賞受賞、2022年）
『緑地と文化』（2025年岩波新書）

社会的活動

1. 四川汶川大地震復興（2008～現在）： 四川汶川大地震（2008年5月）の復興支援。2020年1月、都江堰市より文化功労名誉賞、2022年12月成都市パークシティ栄誉賞。
2. 東日本大震災復興（2011年～現在）： 宮城県岩沼市震災復興会議議長
復興まちづくり、海岸林の再生。
3. 気候変動に直面するヒマラヤ山脈ブータン王国における「気候変動適応型首

- 都計画」の支援（2015年～2019年）、ロイヤルパークの整備
4. 神宮外苑再開発に伴う、都市の杜としての「文化的資産の保存」に関する活動（2022年1月～現在に至る）

審議会委員他

国土交通省社会資本整備審議会委員

東京都都市計画審議会、東京都公園審議会委員
新宿区都市計画審議会委員、杉並区都市計画審議会委員、中央区都市計画審議会委員、港区環境審議会委員

川崎市環境審議会委員、横浜市環境審議会委員、鎌倉市緑政審議会委員、
名古屋市緑の環境審議会委員、仙台市杜の都の環境をつくる審議会委員
千葉県国土利用計画地方審議会委員

科学技術振興機構・地球規模課題対応国際科学技術協力事業審査会委員
科学技術振興機構・科学研究費委員会専門委員
国際科学技術財団・日本国際賞審査委員会委員

公益財団法人 日本生命財団評議員
公益財団法人 都市緑化機構理事
公益財団法人 ニッセイ緑の財団理事